

農業振興地域整備計画書新旧対照表

変 更 案

市町名	地域指定年度	計画策定年度	計画見直し年度
旧湖西市	昭和 44 年度	昭和 47 年度	平成 2 年度 平成 10 年度 平成 18 年度
旧新居町	昭和 47 年度	昭和 49 年度	昭和 51 年度 平成 6 年度 平成 12 年度 平成 17 年度
湖西市	—	平成 25 年度	平成 30 年度

湖西市農業振興地域整備計画書（案）

令和 5 年 月

静岡県湖西市

変 更 前 （ 現 在 ）

市町名	地域指定年度	計画策定年度	計画見直し年度
旧湖西市	昭和 44 年度	昭和 47 年度	平成 2 年度 平成 10 年度 平成 18 年度
旧新居町	昭和 47 年度	昭和 49 年度	昭和 51 年度 平成 6 年度 平成 12 年度 平成 17 年度
湖西市	—	平成 25 年度	

湖西市農業振興地域整備計画書

平成 30 年 11 月

静岡県湖西市

第 1 地域の振興方向

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>1 農業振興の方向</p> <p>(1) 現状分析</p> <p>本市は、静岡県県の最西端にあり、東京・大阪の二大都市圏のほぼ中間点に位置している。東西最長 11.2 km、南北最長 12.50 km、面積 86.56km²で、東は浜名湖、西は愛知県豊橋市、北は浜松市北区三ヶ日町、南は太平洋に面している。</p> <p>気候は年間を通じて温暖で、冬季の日照時間が長く、降雪は 12 月頃より見られるが、積雪は稀である。</p> <p>このような立地条件、温暖な気候を背景として、本市の農業は、畜産、野菜、果樹、花きを中心に発展してきた。これらの産出額は県下でも上位を占めており、農業をとりまく厳しい状況においても、今後も生産額を増加させるため、生産性向上、規模拡大、担い手の確保等を図るとともに、農地の集積・集約化を図るための農業生産基盤の整備、農用地保全のための活動を推進していく。</p> <p>2 農業振興地域整備計画の特色</p> <p>(1) 経過と変更の理由</p> <p>本市では、旧湖西市は昭和 44 年度に、旧新居町は昭和 47 年度に農業振興地域を指定し、旧湖西市は昭和 47 年度に、旧新居町は昭和 49 年度にそれぞれ農業振興地域整備計画を策定した。</p> <p>その後、経済社会情勢の変化に対応すべく数回の定期変更を実施するとともに、平成 22 年 3 月には、行政サービスの維持・向上、財政基盤の強化や、行政の効率化を図る観点から、旧湖西市、旧新居町が合併し、新たな湖西市としてスタートした。平成 25 年度には新湖西市として農業振興地域整備計画の策定を、平成 30 年度に定期変更を行い、その後、毎年、随時変更により、個別の土地需要に対応してきた。</p> <p>今回の農業振興地域整備計画の変更は、「食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月変更）」、「みどりの食料システム戦略（令和 3 年 5 月）」、「静岡県農業振興地域整備基本方針（令和 4 年 3 月変更）」や令和 5 年 4 月に改正された農業経営基盤強化促進法等への対応、市の農業情勢、及び湖西市総合計画やその他諸計画との整合性をとるため、今後 10 年を見通した総合的な見直しを実施するものである。</p> <p>(2) 計画の特色</p> <p>地理情報システムを活用した農用地現況調査等により農用地の利用実態の精査、把握を行った上で、農地の集団性や基盤整備等の実施状況を整理し、農用地区域の設定方針を踏まえつつ、本市にとって真に必要とする優良農地の確保とそれ以外の農地との明確化を図り、地域農業の発展につながる秩序ある土地利用計画とする。</p> <p>また、農用地利用計画以外の計画では、地域農業者の意向を踏まえた計画策定を基本とし、農業生産基盤の整備や土地の高度利用、農地の担い手への集積・集約化を促進し、高効率高生産農業経営の確立を図るとともに、農業担い手の育成、農業生産組織及び農業関係組織の強化、育成を目指すものである。</p>	<p>1 農業振興の方向</p> <p>(1) 現状分析</p> <p>本市は、静岡県県の最西端にあり、東京・大阪の二大都市圏のほぼ中間点に位置している。東西最長 11.2 km、南北最長 12.50 km、面積 86.56km²で、東は浜名湖、西は愛知県豊橋市、北は浜松市北区三ヶ日町、南は太平洋に面している。</p> <p>気候は年間を通じて温暖で、冬季の日照時間が長く、降雪は 12 月頃より見られるが、積雪は稀である。</p> <p>このような立地条件、温暖な気候を背景として、本市の農業は、畜産、野菜、果樹、花きを中心に発展してきた。これらの産出額は県下でも上位を占めており、農業をとりまく厳しい状況においても、今後も生産額を増加させるため、生産性向上、規模拡大、担い手の確保等を図るとともに、農地の集積集約化を図るための農業生産基盤の整備、農用地保全のための活動を推進していく。</p> <p>2 農業振興地域整備計画の特色</p> <p>(1) 経過と変更の理由</p> <p>本市では、今日まで旧湖西市は昭和 44 年に、旧新居町は昭和 47 年に農業振興地域を指定し、旧湖西市は昭和 47 年に、旧新居町は昭和 49 年にそれぞれ農業振興地域整備計画を策定した。</p> <p>その後、経済社会情勢の変化に対応すべく数回の定期変更を実施するとともに、平成 22 年 3 月には、行政サービスの維持・向上、財政基盤の強化や、行政の効率化を図る観点から、旧湖西市、旧新居町が合併し、新たな湖西市としてスタートし、平成 25 年度には新湖西市として農業振興地域整備計画の策定を行った。</p> <p>その後、毎年、随時変更により個別の土地需要に対応してきた。</p> <p>今回の農業振興地域整備計画の変更は、「静岡県農業振興地域整備基本方針（平成 28 年 7 月変更）」や平成 26 年度より実施された農地中間管理事業への対応、平成 27 年度の農地法の改正内容、市の農業情勢、及び新・湖西市総合計画の中間見直し、その他諸計画との整合性をとるため、今後 10 年を見通した総合的な見直しを実施するものである。</p> <p>(2) 計画の特色</p> <p>地理情報システムを活用した農用地現況調査等により農用地の利用実態の精査、把握を行った上で、農地の集団性や基盤整備等の実施状況を整理し、農用地区域の設定方針を踏まえつつ、本市にとって真に必要とする優良農地の確保とそれ以外の農地との明確化を図り、地域農業の発展につながる秩序ある土地利用計画とする。</p> <p>また、農用地利用計画以外の計画では、地域農業者の意向を踏まえた計画策定を基本とし、農業生産基盤の整備や土地の高度利用、農地の担い手への集積・集約化を促進し、高効率高生産農業経営の確立を図るとともに、農業担い手の育成、農業生産組織及び農業関係組織の強化、育成を目指すものである。</p>

第2 農用地利用計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)																																																
<p>1 土地利用区分の方向 (1) 土地利用の方向 ア 土地利用の構想</p> <p>地理的、自然的条件に恵まれていることから、本市の産業は、自動車や電気関係の事業所の規模拡大等が進み、第2次産業の総生産額に対する比率は、<u>82.3%</u>と突出しており、今後も同程度の割合で推移していくことが予想される。</p> <p>産業別生産額は、平成21年に第1次産業<u>0.6%</u>、第2次産業<u>79.5%</u>、第3次産業<u>19.9%</u>であったものが、現在(令和元年)では第1次産業<u>0.5%</u>、第2次産業<u>82.3%</u>、第3次産業<u>17.2%</u>となっている。この第1次産業、第3次産業の比率が低く、第2次産業が高い傾向は、今後も継続するものと推測される。</p> <p>農業上の土地利用については、平成7年度に農業上の面的基盤整備がほぼ完了し、南部地区の畑、中部、東部地区の水田、北部地区の樹園地に大きく区分されている。</p> <p>南部地区の畑では、キャベツ・パレイシヨ等の露地野菜やエンドウ・セルリー等施設野菜の生産が盛んである。</p> <p>中部、東部地区の水田は、笠子川、入出太田川流域と新居地区の低地からなり、主として水稻が生産されている。</p> <p>北部地区の樹園地では、良質のミカンが生産されている。また、東側の畑地ではコデマリ等の花きが生産されている。</p> <p>しかし、<u>気候変動</u>、農村地域の混住化・兼業化に伴う連帯感の希薄化、<u>世界情勢を背景とした燃料・資材価格の高騰</u>、高齢化や後継者不足による荒廃農地の増加等、本市の農業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっている。また、用排水路や排水機場の老朽化により営農に支障が出ている地区もみられる。</p> <p>今後は、集团的農地や土地改良事業等の対象地などの優良農地については、必要な調整を図った上で農用地区域に設定していくことを基本とし、これを適切に確保・保全する。また、老朽化した土地改良施設は緊急性の高いものから機能回復を図っていく。</p> <p>一方、本市では浜名湖西岸地区において津波浸水想定区域から内陸部への産業拠点の移転等を目的として産業集積等が進められるなど、開発事業の必要性も高まっている。そのため、国土利用計画や都市計画マスタープラン、その他関連計画との調整を図りつつ、農業関連施策の適切な運用に努め、各産業の振興と調和した秩序ある土地利用の構築を目指していく。</p>	<p>1 土地利用区分の方向 (1) 土地利用の方向 ア 土地利用の構想</p> <p>地理的、自然的条件に恵まれていることから、本市の産業は、自動車や電気関係の事業所の規模拡大等が進み、第2次産業の総生産額に対する比率は、<u>80.0%</u>と突出しており、今後も同程度の割合で推移していくことが予想される。</p> <p>産業別生産額は、平成17年に第1次産業<u>1.7%</u>、第2次産業<u>71.8%</u>、第3次産業<u>26.4%</u>であったものが、現在では第1次産業<u>1.3%</u>、第2次産業<u>80.0%</u>、第3次産業<u>18.7%</u>となっている。この第1次産業、第3次産業の比率が低く、第2次産業が高い傾向は、今後も継続するものと推測される。</p> <p>農業上の土地利用については、平成7年度に農業上の面的基盤整備がほぼ完了し、南部地区の畑、中部、東部地区の水田、北部地区の樹園地に大きく区分されている。</p> <p>南部地区の畑では、<u>だいこん</u>・<u>ばれいしょ</u>等の露地野菜や<u>えんどう</u>・セルリー等施設野菜の生産が盛んである。</p> <p>中部、東部地区の水田は、笠子川、入出太田川流域と新居地区の低地からなり、主として水稻が生産されている。</p> <p>北部地区の樹園地では、良質の<u>みかん</u>が生産されている。また、東側の畑地では<u>こでまり</u>等の花きが生産されている。</p> <p>しかし、農村地域の混住化・兼業化に伴う連帯感の希薄化、<u>安価な輸入農産物の流入</u>、高齢化や後継者不足による荒廃農地の増加等、本市の農業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっている。また、用排水路や排水機場の老朽化により営農に支障が出ている地区もみられる。</p> <p>今後は、集团的農地や土地改良事業等の対象地などの優良農地については、必要な調整を図った上で農用地区域に設定していくことを基本とし、これを適切に確保・保全する。また、老朽化した土地改良施設は緊急性の高いものから機能回復を図っていく。</p> <p>一方、本市では浜名湖西岸地区において津波浸水想定区域から内陸部への産業拠点の移転等を目的として産業集積等が進められるなど、開発事業の必要性も高まっている。そのため、国土利用計画や都市計画マスタープラン、その他関連計画との調整を図りつつ、農業関連施策の適切な運用に努め、各産業の振興と調和した秩序ある土地利用の構築を目指していく。</p>																																																
<p>表1 農業振興地域内面積の見通し</p> <p style="text-align: right;">単位：ha、(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>農用地</th> <th>農業用施設用地</th> <th>森林原野</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現在 (2023年)</td> <td><u>1,479.57</u> (29.1)</td> <td><u>47.80</u> (0.9)</td> <td><u>958.40</u> (18.9)</td> <td><u>2,596.53</u> (51.1)</td> <td><u>5,082.30</u> (100.0)</td> </tr> <tr> <td>目標 (2033年)</td> <td><u>1,469.57</u> (28.9)</td> <td><u>47.80</u> (0.9)</td> <td><u>958.40</u> (18.9)</td> <td><u>2,606.53</u> (51.3)</td> <td><u>5,082.30</u> (100.0)</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>△ 10</td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		農用地	農業用施設用地	森林原野	その他	計	現在 (2023年)	<u>1,479.57</u> (29.1)	<u>47.80</u> (0.9)	<u>958.40</u> (18.9)	<u>2,596.53</u> (51.1)	<u>5,082.30</u> (100.0)	目標 (2033年)	<u>1,469.57</u> (28.9)	<u>47.80</u> (0.9)	<u>958.40</u> (18.9)	<u>2,606.53</u> (51.3)	<u>5,082.30</u> (100.0)	増減	△ 10			10		<p>表1 農業振興地域内面積の見通し</p> <p style="text-align: right;">単位：ha、(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>農用地</th> <th>農業用施設用地</th> <th>森林原野</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現在 (2018年)</td> <td><u>1,522.13</u> (29.7)</td> <td><u>45.96</u> (0.9)</td> <td><u>1,000.18</u> (19.5)</td> <td><u>2,562.71</u> (49.9)</td> <td><u>5,130.98</u> (100.0)</td> </tr> <tr> <td>目標 (2028年)</td> <td><u>1,512.13</u> (29.5)</td> <td><u>45.96</u> (0.9)</td> <td><u>1,000.18</u> (19.5)</td> <td><u>2,572.71</u> (50.1)</td> <td><u>5,130.98</u> (100.0)</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>△ 10</td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		農用地	農業用施設用地	森林原野	その他	計	現在 (2018年)	<u>1,522.13</u> (29.7)	<u>45.96</u> (0.9)	<u>1,000.18</u> (19.5)	<u>2,562.71</u> (49.9)	<u>5,130.98</u> (100.0)	目標 (2028年)	<u>1,512.13</u> (29.5)	<u>45.96</u> (0.9)	<u>1,000.18</u> (19.5)	<u>2,572.71</u> (50.1)	<u>5,130.98</u> (100.0)	増減	△ 10			10	
	農用地	農業用施設用地	森林原野	その他	計																																												
現在 (2023年)	<u>1,479.57</u> (29.1)	<u>47.80</u> (0.9)	<u>958.40</u> (18.9)	<u>2,596.53</u> (51.1)	<u>5,082.30</u> (100.0)																																												
目標 (2033年)	<u>1,469.57</u> (28.9)	<u>47.80</u> (0.9)	<u>958.40</u> (18.9)	<u>2,606.53</u> (51.3)	<u>5,082.30</u> (100.0)																																												
増減	△ 10			10																																													
	農用地	農業用施設用地	森林原野	その他	計																																												
現在 (2018年)	<u>1,522.13</u> (29.7)	<u>45.96</u> (0.9)	<u>1,000.18</u> (19.5)	<u>2,562.71</u> (49.9)	<u>5,130.98</u> (100.0)																																												
目標 (2028年)	<u>1,512.13</u> (29.5)	<u>45.96</u> (0.9)	<u>1,000.18</u> (19.5)	<u>2,572.71</u> (50.1)	<u>5,130.98</u> (100.0)																																												
増減	△ 10			10																																													

変 更 案	変 更 前 (現 在)																								
<p>イ 農用地区域の設定方針</p> <p>1) 現況農用地についての農用地区域の設定方針</p> <p>本地域内にある現況農用地約 1,480ha のうち、a～c に該当する農用地約 1,100ha について農用地区域を設定する方針である。</p> <p>a 10ha 以上の集団的に存在する農用地</p> <p>b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地</p> <p>c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地 ・国及び県が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地 ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地 ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地 ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積・集約化することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地 ・農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域内にある土地 <p>ただし、c の土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。</p> <p>(a) 周囲を宅地や道路等に分断され、集落内に介在する農用地で、農用地として存続することが困難と認められる概ね 2ha 未満の農用地</p> <p>(b) 山間地に散在する農用地など自然的な条件から見て、農業の近代化を図ることが困難と認められる概ね 2ha 未満の農用地</p> <p>(c) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でなくかつ担い手への集積が困難であると認められる農用地で、市の施策により産業集積等を進めていく区域内にある農用地</p> <p>2) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針</p> <p>農業振興地域内にある土地改良施設のうち、1) において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの約 0.16ha については、農用地区域として設定する。</p> <p>3) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針</p> <p>農業振興地域内にある現況農業用施設用地のうち、1) において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる 2ha 以上の農業用施設用地については、農用地区域として設定する。</p> <table border="1" data-bbox="190 1212 987 1308"> <thead> <tr> <th>農業用施設の名称</th> <th>位 置 (集落名)</th> <th>面 積</th> <th>農業用施設の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知波田肥育牛団地</td> <td>C-1 (太田地区)</td> <td>2.10ha</td> <td>畜舎、堆肥舎、管理舎</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>2.10ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>設定する方針とした農用地区域に介在又は隣接する 2ha 未満の農業用施設・・・23.57ha</p> <p>4) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針</p> <p>該当なし</p>	農業用施設の名称	位 置 (集落名)	面 積	農業用施設の種類	知波田肥育牛団地	C-1 (太田地区)	2.10ha	畜舎、堆肥舎、管理舎	計		2.10ha		<p>イ 農用地区域の設定方針</p> <p>(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針</p> <p>本地域内にある現況農用地約 1,522ha のうち、a～c に該当する農用地約 1,103ha について農用地区域を設定する方針である。</p> <p>a 10ha 以上の集団的に存在する農用地</p> <p>b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地</p> <p>c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地 ・国及び県が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地 ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地 ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地 ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地 <p>ただし、c の土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。</p> <p>(a) 周囲を宅地や道路等に分断され、集落内に介在する農用地で、農用地として存続することが困難と認められる概ね 2ha 未満の農用地</p> <p>(b) 山間地に散在する農用地など自然的な条件から見て、農業の近代化を図ることが困難と認められる概ね 2ha 未満の農用地</p> <p>(c) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でなくかつ担い手への集積が困難であると認められる農用地で、市の施策により産業集積等を進めていく区域内にある農用地</p> <p>2) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針</p> <p>農業振興地域内にある土地改良施設のうち、1) において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの約 0.16ha については、農用地区域として設定する。</p> <p>3) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針</p> <p>農業振興地域内にある現況農業用施設用地のうち、1) において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる 2ha 以上の農業用施設用地については、農用地区域として設定する。</p> <table border="1" data-bbox="1218 1212 2016 1308"> <thead> <tr> <th>農業用施設の名称</th> <th>位 置 (集落名)</th> <th>面 積</th> <th>農業用施設の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知波田肥育牛団地</td> <td>C-1 (太田地区)</td> <td>2.10ha</td> <td>畜舎、堆肥舎、管理舎</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>2.10ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>設定する方針とした農用地区域に介在又は隣接する 2ha 未満の農業用施設・・・20.07ha</p> <p>4) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針</p> <p>該当なし</p>	農業用施設の名称	位 置 (集落名)	面 積	農業用施設の種類	知波田肥育牛団地	C-1 (太田地区)	2.10ha	畜舎、堆肥舎、管理舎	計		2.10ha	
農業用施設の名称	位 置 (集落名)	面 積	農業用施設の種類																						
知波田肥育牛団地	C-1 (太田地区)	2.10ha	畜舎、堆肥舎、管理舎																						
計		2.10ha																							
農業用施設の名称	位 置 (集落名)	面 積	農業用施設の種類																						
知波田肥育牛団地	C-1 (太田地区)	2.10ha	畜舎、堆肥舎、管理舎																						
計		2.10ha																							

変 更 案

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市は恵まれた自然条件のもと、農業生産の基幹作目である畜産、野菜、果樹、花きを中心とした農業振興を図ってきた。

また、これらの振興を図るため、ほ場整備、農地開発、かんがい事業、農道整備などの土地基盤の整備を積極的に進めてきたところである。

しかし、畜産では、悪臭の苦情がしばしば寄せられ問題となっているため、畜舎の密閉化、脱臭装置の設置などの臭気対策に努めつつ地域と調和した環境対策を推進している。

また、露地野菜では、豊川用水により水利を確保しているため、豊川用水二期事業により適切な維持管理を実施し、施設の長寿命化を図っていく。

施設野菜や花きなどの施設園芸等を行う農業用施設用地では、近年、燃油の高騰などにより生産コストが増加しているため、木質ペレットボイラーや電気ヒートポンプ加温装置の導入など、低コスト・省力栽培を推進している。

今後引き続きこれらの施策を推進するとともに、効率的かつ安定的に農地として利用すべき農用地等約 1,126ha を確保し、土地条件・経営形態を考慮した、各種振興策を推進することにより、湖西市農業の振興を図る。

地区別土地利用の構想は次に示すとおりである。

表2 農用地区域設定予定の農用地等面積の見通し 単位：ha

		農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計	森林・原野等
南部地区 (A地区)	現況	340.50	—	—	10.14	350.64	0.02
	将来	340.50	—	—	10.14	350.64	0.02
	増減	0.00	—	—	0.00	0.00	0.00
中部地区 (B地区)	現況	334.29	—	—	2.92	337.20	0.14
	将来	334.29	—	—	2.92	337.20	0.14
	増減	0.00	—	—	0.00	0.00	0.00
北部地区 (C地区)	現況	352.47	—	—	12.61	365.08	—
	将来	352.47	—	—	12.61	365.08	—
	増減	0.00	—	—	0.00	0.00	—
東部地区 (D地区)	現況	73.05	—	—	0.01	73.06	—
	将来	73.05	—	—	0.01	73.06	—
	増減	0.00	—	—	0.00	0.00	—
合計	現況	1,100.32	—	—	25.67	1,125.98	0.16
	将来	1,100.32	—	—	25.67	1,125.98	0.16
	増減	0.00	—	—	0.00	0.00	0.00

- (注) 1 ー:該当無し
 2 単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。
 3 森林・原野等には土地改良施設等に供される土地を含む。

イ 用途区分の構想

1) A地区(南部地区)

本地区は、東海道新幹線南側に位置し、ほ場整備としての土地基盤が充足している地域であり、キャベツ・パレイシヨ等の露地野菜やエンドウ・セルリー等の施設野菜が作付けされており、農用地等約351haのうち畑地としての利用が大部分を占めている。

今後においても、地域計画を策定し、目標地区に位置づけた担い手へ農地中間管理事業を活用し

変 更 前 (現 在)

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市は恵まれた自然条件のもと、農業生産の基幹作目である畜産、野菜、果樹、花きを中心とした農業振興を図ってきた。

また、これらの振興を図るため、ほ場整備、農地開発、かんがい事業、農道整備などの土地基盤の整備を積極的に進めてきたところである。

しかし、畜産では、悪臭の苦情がしばしば寄せられ問題となっているため、畜舎の密閉化、脱臭装置の設置などの臭気対策に努めつつ地域と調和した環境対策を推進している。

また、露地野菜では、豊川用水により水利を確保しているため、適切な維持管理を実施し、施設の長寿命化を図っていく。

施設野菜や花きなどの施設園芸等を行う農業用施設用地では、近年、市場価格の低下などにより収益性が悪化しているため、木質ペレットボイラーや電気ヒートポンプ加温装置の導入など、低コスト・省力栽培を推進している。

今後引き続きこれらの施策を推進するとともに、効率的かつ安定的に農地として利用すべき農用地等約 1,126ha を確保し、土地条件・経営形態を考慮した、各種振興策を推進することにより、湖西市農業の振興を図る。

地区別土地利用の構想は次に示すとおりである。

表2 農用地区域設定予定の農用地等面積の見通し 単位：ha

		農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計	森林・原野等
南部地区 (A地区)	現況	341.55	—	—	8.93	350.48	0.02
	将来	341.55	—	—	8.93	350.48	0.02
	増減	0.00	—	—	0.00	0.00	0.00
中部地区 (B地区)	現況	334.23	—	—	2.73	336.95	0.14
	将来	334.23	—	—	2.73	336.95	0.14
	増減	0.00	—	—	0.00	0.00	0.00
北部地区 (C地区)	現況	352.74	—	—	11.07	363.80	—
	将来	352.74	—	—	11.07	363.80	—
	増減	0.00	—	—	0.00	0.00	—
東部地区 (D地区)	現況	74.61	—	—	0.01	74.62	—
	将来	74.61	—	—	0.01	74.62	—
	増減	0.00	—	—	0.00	0.00	—
合計	現況	1,103.12	—	—	22.74	1,125.86	0.16
	将来	1,103.12	—	—	22.74	1,125.86	0.16
	増減	0.00	—	—	0.00	0.00	0.00

- (注) 1 ー:該当無し
 2 単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

イ 用途区分の構想

1) A地区(南部地区)

本地区は、東海道新幹線南側に位置し、ほ場整備としての土地基盤が充足している地域であり、だいこん・ばれいしょ等の露地野菜やえんどう・セルリー等の施設野菜が作付けされており、農用地等約351haのうち畑地としての利用が大部分を占めている。

今後においても、担い手への農地集積等を推進し、土地利用型農業と施設集約型農業による野菜

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p><u>て</u>担い手への農地の集積・集約化を推進し、土地利用型農業と施設集約型農業による野菜生産の主産地として農地の利用を確保する。</p> <p>2) B 地区 (中部地区) 本地区は県道太田・中原線の南側、東海道新幹線の北側に位置する農用地等約 337ha の区域である。 笠子川、入出太田川流域に形成された低地は、大半が水田として利用され、丘陵地は畑地として、きく等の花きが生産されている。しかし、当該地区においては、<u>農地と工業用地が混在しており</u>、後継者もなく、高齢化が進み、荒廃農地の問題が生じている。今後は、集約的花き類の団地化を推進するため、<u>地域計画を策定し、目標地図に位置づけた担い手へ農地中間管理事業を活用して</u>担い手への農地の集積・集約化を推進し、農地としての利用を確保する。</p> <p>3) C 地区 (北部地区) 本地区は、県道太田・中原線北側の山麓の緩傾斜地に展開する農用地等約 365ha の区域である。農地の半数以上は樹園地であり、主に良質のミカンが生産されている。また、農用地の 15%にあたる畑については、コデマリ等の花きが生産されている。 近年、本地区では、ミカン、稲作中心の経営から近代化農業の推進のために花き及びミカンの複合経営型農家及び花き専業農家の育成の必要性が生じている。 今後は、<u>地域計画を策定し、目標地図に位置づけた担い手へ農地中間管理事業を活用して</u>担い手への農地の集積・集約化を図り、花き類の団地化を推進し、農地としての利用を確保する。</p> <p>4) D 地区 (東部地区) 本地区は、旧新居町に展開する農用地等約 73ha の区域である。農地の半数以上は水田であるが、西側の一部の樹園地ではミカン、また、<u>県道 417 号線以南の畑では、露地野菜が生産されている。</u> 今後は、<u>地域計画を策定し、目標地図に位置づけた担い手へ農地中間管理事業を活用して</u>担い手への農地の集積・集約化を推進し、農地としての利用を確保する。</p> <p>ウ 特別な用途区分の構想 本地域では、特別な用途区分は特に設定しない。</p> <p>2 農用地利用計画 別記のとおりとする。</p>	<p>生産の主産地として農地の利用を確保する。</p> <p>2) B 地区 (中部地区) 本地区は県道太田・中原線の南側、東海道新幹線の北側に位置する農用地等約 337ha の区域である。 笠子川、入出太田川流域に形成された低地は、大半が水田として利用され、丘陵地は畑地として、きく等の花きが生産されている。しかし、<u>農家、非農家、工業と混在化が著しく</u>、後継者もなく、高齢化が進み、荒廃農地の問題が生じている。今後は、集約的花き類の団地化を推進するため、担い手への農地集積を推進し、農地としての利用を確保する。</p> <p>3) C 地区 (北部地区) 本地区は、県道太田・中原線北側の山麓の緩傾斜地に展開する農用地等約 364ha の区域である。農地の半数以上は樹園地であり、主に良質の<u>みかん</u>が生産されている。また、農用地の 15%にあたる畑については、<u>こでまり</u>等の花きが生産されている。 近年、本地区では、<u>みかん</u>、稲作中心の経営から近代化農業の推進のために花き及び<u>みかん</u>の複合経営型農家及び花き専業農家の育成の必要性が生じている。 今後は担い手への農地集積の<u>推進により</u>、花き類の団地化を推進し、農地としての利用を確保する。</p> <p>4) D 地区 (東部地区) 本地区は、旧新居町に展開する農用地等約 75ha の区域である。農地の半数以上は水田であるが、西側の一部の樹園地では<u>みかん</u>、また、<u>国道 1 号以南の畑では、露地野菜が生産されている。</u> 今後は担い手への農地集積の<u>推進により</u>、<u>担い手への利用集積を進め</u>、農地としての利用を確保する。</p> <p>ウ 特別な用途区分の構想 本地域では、特別な用途区分は特に設定しない。</p> <p>2 農用地利用計画 別記のとおりとする。</p>

第3 農業生産基盤の整備開発計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>1 農業生産基盤の整備及び開発の方向</p> <p>土地基盤の整備状況は、水田について農業構造改善事業、農村基盤総合整備パイロット事業等により、約 77.6%が整備されている。畑については県営ほ場整備事業、農村基盤総合整備パイロット事業及び土地改良事業等により、約 97.5%が整備されており、樹園地は、農業構造改善事業・土地改良事業等により、約 97.4%が整備されている。</p> <p>また、土地改良事業の中でも、本市の農地に用水を供給する豊川用水は、国営事業として昭和 43 年に事業が完了し、さらに新たな水源確保のための豊川総合用水事業、主要施設の老朽化対策を行った豊川用水施設緊急対策事業を経て、この地域の発展に多大な貢献を果たしてきた。</p> <p>しかし、全面通水以来 50 余年が経過し、漏水・破損事故等が顕著になってきたことから、補修、改築を行い、機能回復を図ることが必要となっている。</p> <p>そのため、機能回復をはじめ地震対策や、石綿管除去対策等を進める豊川用水二期事業を現在実施中である。今後も事業を継続し、施設の適正な配水や維持管理、防災対策に努めていく。</p> <p>また、老朽化により機能低下した農道について、舗装の補修や橋梁耐震対策により農業の生産性の向上及び農産物流通の合理化を図る。さらに、農地の集積・集約化や生産効率の向上、農業の高付加価値化を図るためには、農地の大区画化や汎用化が必要になっている。そのため、畦畔除去や暗渠排水等を実施し、地域の実情に応じたきめ細かな整備を推進していく。</p> <p>なお、整備にあたっては、環境との調和や環境負荷軽減に配慮し、自然との共生により持続可能な生産体系への転換を推進する。</p> <p>地区別の農業生産基盤整備及び開発の方向は次のとおりである。</p> <p>(1) A 地区（南部地区）</p> <p>本地区は、土地利用型の露地野菜栽培と施設利用型の施設野菜の二極化された野菜生産地を形成していく地区である。農地は、農村基盤総合整備パイロット事業等により基盤整備が概ね完了している。</p> <p>今後は、継続中の豊川用水二期事業により用水の安定供給を維持するとともに、<u>地域計画や農地中間管理事業等の活用により担い手への農地の集積・集約化を進め、生産性の高い農業を推進していく。</u></p> <p>(2) B 地区（中部地区）</p> <p>本地区は、水稲作地帯である。農地は、農村基盤総合整備パイロット事業により基盤整備が概ね完了している。</p> <p>今後は、継続中の豊川用水二期事業により用水の安定供給を維持するとともに、より生産性の高い水田及び汎用田を目指していく。また、農道の舗装改修や橋梁の耐震対策等により、営農条件の向上を図っていく。</p> <p>(3) C 地区（北部地区）</p> <p>本地区は、ミカン、コデマリ生産地帯である。農地は、農村基盤総合整備パイロット事業により基盤整備が概ね完了している。今後は、継続中の豊川用水二期事業により用水の安定供給を維持するとともに、農道の舗装改修や橋梁の耐震対策等により、営農条件の向上を図っていく。</p> <p>(4) D 地区（東部地区）</p> <p>本地区は、西側の樹園地を除き、概ね水田地帯である。農地は、かんがい排水事業やほ場整備事業等により基盤整備が概ね完了している。今後は、整備済み農地の担い手への集積・集約化を進め、生産性の高い農業を目指していく。</p>	<p>1 農業生産基盤の整備及び開発の方向</p> <p>土地基盤の整備状況は、水田について農業構造改善事業、農村基盤総合整備パイロット事業等により、約 51.5%が整備されている。畑については県営ほ場整備事業、農村基盤総合整備パイロット事業及び土地改良事業等により、約 95.6%が整備されており、樹園地は、農業構造改善事業・土地改良事業等により、約 93.5%が整備されている。</p> <p>また、土地改良事業の中でも、本市の農地に用水を供給する豊川用水は、国営事業として昭和 43 年に事業が完了し、さらに新たな水源確保のための豊川総合用水事業、主要施設の老朽化対策を行った豊川用水施設緊急対策事業を経て、この地域の発展に多大な貢献を果たしてきた。</p> <p>しかし、全面通水以来 30 余年が経過し、漏水・破損事故等が顕著になってきたことから、補修、改築を行い、機能回復を図ることが必要となっている。</p> <p>そのため、機能回復をはじめ地震対策や、石綿管除去対策等を進める豊川用水二期事業を現在実施中である。今後も事業を継続し、施設の適正な配水や維持管理、防災対策に努めていく。</p> <p>なお、整備にあたっては、環境との調和に配慮し、自然との共生を推進する。</p> <p>地区別の農業生産基盤整備及び開発の方向は次のとおりである。</p> <p>(1) A 地区（南部地区）</p> <p>本地区は、土地利用型の露地野菜栽培と施設利用型の施設野菜の二極化された野菜生産地を形成していく地区である。農地は、農村基盤総合整備パイロット事業等により基盤整備が概ね完了している。</p> <p>今後は、継続中の豊川用水二期事業により用水の安定供給を維持するとともに、担い手への<u>利用集積を進め、生産性の高い農業を推進していく。</u></p> <p>(2) B 地区（中部地区）</p> <p>本地区は、水稲作地帯である。農地は、農村基盤総合整備パイロット事業により基盤整備が概ね完了している。</p> <p>今後は、継続中の豊川用水二期事業により用水の安定供給を維持するとともに、より生産性の高い水田及び汎用田を目指していく。また、農道の整備等により、営農条件の向上を図っていく。</p> <p>(3) C 地区（北部地区）</p> <p>本地区は、<u>みかん、こでまり</u>生産地帯である。農地は、農村基盤総合整備パイロット事業により基盤整備が概ね完了している。今後は、継続中の豊川用水二期事業により用水の安定供給を維持するとともに、農道の整備等により、営農条件の向上を図っていく。</p> <p>(4) D 地区（東部地区）</p> <p>本地区は、西側の樹園地を除き、概ね水田地帯である。農地は、かんがい排水事業やほ場整備事業等により基盤整備が概ね完了している。今後は、整備済み農地の担い手への<u>利用集積を進め、生産性の高い農業を目指していく。</u></p>

変 更 案					変 更 前 (現 在)					変更理由		
2 農業生産基盤整備開発計画 表3 農業生産基盤整備開発計画					2 農業生産基盤整備開発計画 表3 農業生産基盤整備開発計画							
事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考	
		受益地区	受益範囲 (ha)					受益地区	受益範囲 (ha)			
国営事業 (豊川用水2期)	幹線・支線水路 152,900m 大規模地震対策 84,400m 石綿管除去対策 414,000m	南部、中部、北部地区 A、B、C	539 (17,501)	1	H11～R12 248,390,632千円	国営事業 (豊川用水2期)	幹線・支線水路 152,900m 大規模地震対策 84,400m 石綿管除去対策 414,000m	南部、中部、北部地区 A、B、C	539 (17,501)	1	H11～R12	継続
一般農道整備事業 (浜名湖西部)	舗装補修 5,133m 橋梁耐震補強工 3橋 法止工 1か所	中部、北部地区 B、C	718	2	H29～R6 520,000千円 (湖西市分 514,432千円)	一般農道整備事業 (浜名湖西部)	舗装補修 5,133m 橋梁耐震補強工 3橋 法止工 2か所	中部、北部地区 B、C	718	2	H29～R5	継続
(注) ()内は国営事業全体の受益					(注) ()内は国営事業全体の受益							
3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし					3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし							
4 他事業との関連 該当なし					4 他事業との関連 該当なし							

第4 農用地等の保全計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>1 農用地等の保全の方向</p> <p>農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給はもとより、国土の保全や洪水の軽減、生物の生息空間など農地の持つ多面的機能を十分に発揮するため、その保全に努めていかなければならない。</p> <p>しかし本市では、消費者ニーズの多様化、農業者の高齢化、担い手不足、産地間競争の激化など、農業を取り巻く厳しい環境により、<u>荒廃農地の増加が目立ってきている</u>。また、北部地区の山間部を中心に、<u>イノシシによる農作物被害が深刻化しており、農業者の営農意欲の低下を通じて荒廃農地の増加をもたらす、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせている</u>。</p> <p>そのため、特に荒廃が目立つ畑・樹園地や谷間の小区画水田などについて、<u>荒廃農地の再生に関する事業をはじめ、基盤整備の導入の検討や鳥獣被害対策、収益性の高い作物の導入により農地の集積・集約化及び利用率の向上を図り、荒廃農地の発生抑制及び解消に努めていく</u>。また、<u>荒廃農地を有効活用し、身近な農とのふれあいの場として体験農園や市民農園の活用を進めていく</u>。</p> <p>県が取り組む地域資源の保全と活用を行う「<u>ふじのくに美しく品格のある邑づくり</u>」に促して、<u>住民との交流基盤整備を進め、農村の活性化を通じた農地の保全を図っている</u>。今後も、「<u>ふじのくに美農里プロジェクト</u>」(多面的機能支払交付金)制度等を活用し、<u>地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動やその一環として行う農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化や水質・土壌等の高度な保全のための取組を支援し、農地水の良好な保全と質的向上を図っていく</u>。</p> <p>また近年、集中豪雨による洪水、土砂災害の発生や予想される南海トラフ巨大地震等の防災対策の必要性が非常に高まっている。そのため、<u>土砂災害対策や震災の発生に備えた、ため池堤体の耐震化等の整備を急ぐ必要がある</u>。</p> <p>さらに、<u>老朽化した揚水機場、排水機場等について計画的かつ効率的な更新整備により施設の長寿命化や ICT 等の活用による水利用の高度化、水管理の省力化を推進していく</u>。</p>	<p>1 農用地等の保全の方向</p> <p>農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給はもとより、国土の保全や生物の生息空間など農地の持つ多面的機能を十分に発揮するため、その保全に努めていかなければならない。</p> <p>しかし本市では、消費者ニーズの多様化、農業者の高齢化、担い手不足、産地間競争の激化など、農業を取り巻く厳しい環境により、<u>荒廃農地の増加が目立ってきている</u>。また、北部地区の山間部を中心に、<u>イノシシによる農作物被害が深刻化しており、農業者の営農意欲の低下を通じて荒廃農地の増加をもたらす、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせている</u>。</p> <p>そのため、特に荒廃が目立つ畑・樹園地や谷間の小区画水田などについて、<u>荒廃農地の再生に関する事業をはじめ、基盤整備の導入の検討や鳥獣被害対策、収益性の高い作物の導入により農地の利用集積及び利用率の向上を図り、荒廃農地の発生抑制及び解消に努めていく</u>。また、<u>荒廃農地を有効活用し、身近な農とのふれあいの場として体験農園や市民農園の活用を進めていく</u>。</p> <p>さらに、<u>地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動やその一環として行う農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化や水質・土壌等の高度な保全のための取組を支援し、農地水の良好な保全と質的向上を図っていく</u>。</p> <p>また近年、集中豪雨による洪水、土砂災害の発生や予想される南海トラフ巨大地震等により防災対策の必要性が非常に高まっている。そのため、<u>土砂災害対策や震災の発生に備えた、ため池堤体の耐震化等を推進していく</u>。</p> <p>さらに、<u>老朽化した排水機場や樋門、農道等について計画的かつ効率的な更新整備により施設の長寿命化を推進していく</u>。</p> <p>一方、本市には、<u>豊富な歴史資源、自然資源が点在している</u>。このため、<u>これらの地域資源を活用するとともに「農村公園」「コミュニティ施設」など、住民との交流基盤整備を進め、農村の活性化を通じた農地の保全を図っていく</u>。</p>

変 更 案						変 更 前 (現 在)						変更理由
2 農用地等保全整備計画						2 農用地等保全整備計画						
表4 農用地等保全整備計画						表4 農用地等保全整備計画						
事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考	
		地区	面積 (ha)					地区	面積 (ha)			
						ため池等整備事業 (新池)	ため池改修工 1式	北部地区 C	5.7	1	H26～H30	完了
						基幹水利施設 ストックマネジメント事業(新居)	排水機場 1か所 水門 2か所	東部地区 D	121.0	2	H27～H30	完了
県営防災減災対策事業 (入出排水機場)	入出排水機場	中部、北部地区 B、C	139	1	R7～R10 500,000千円							
県営ため池整備事業 (ため池群古見川)	ため池耐震2箇所 (山中池、半田ヶ谷池)	南部、中部地区 A、B	13	2	R8～R11 200,000千円							
県営水利施設等保全高度化事業 (湖西用水 機場)	揚水機場4箇所	南部、中部、北部地区 A、B、C	50	3	R7～R13 400,000千円							
団体営ため池整備事業 (湖西市6期)	ため池廃止2箇所 (下池、大知波大池)	北部地区 C	14	4	R9～R11 40,000千円							
多面的機能支払交付金 (新所)	新所水とみどりのプロジェクト 農地維持・資源向上 (共同・長寿命化)	中部地区 B	50.6	5	R元～R5 2,721千円	多面的機能支払交付金 (新所)	パイプライン保全 ビオトープづくり 新所あじさいまつり等	中部地区 B	50.6	3	H26～H30	継続
多面的機能支払交付金 (神座)	神座里山多夢の会 農地維持・資源向上 (共同・長寿命化)	中部、北部地区 B、C	12.3	6	R元～R5 901千円	多面的機能支払交付金 (神座)	水路、農道等の機能診断 景観形成等	中部、北部地区 B、C	12.3	4	H26～H30	継続
多面的機能支払交付金 (内浦)	内浦耕作組合 農地維持・資源向上 (長寿命化)	北部地区 C	29.5	7	R元～R5 1,647千円	多面的機能支払交付金 (内浦)	農用地の維持管理 農業用施設の維持補修	北部地区 C	29.5	5	H26～H30	継続
多面的機能支払交付金 (太田大代)	大代地域資源保全会 農地維持・資源向上 (長寿命化)	北部地区 C	7.3	8	R元～R5 423千円	多面的機能支払交付金 (太田大代)	農用地の維持管理 農業用施設の維持補修	北部地区 C	7.3	6	H26～H30	継続
多面的機能支払交付金 (太田小俣)	小俣耕作組合 農地維持・資源向上 (長寿命化)	中部地区 B	23.6	9	R2～R6 1,208千円	多面的機能支払交付金 (太田小俣)	農用地の維持管理 農業用施設の維持補修	中部地区 B	23.6	7	H27～H31	継続
多面的機能支払交付金 (吉美)	吉美総合耕作組合 農地維持・資源向上 (長寿命化)	中部地区 B	49.5	10	R2～R6 2,936千円	多面的機能支払交付金 (吉美)	農用地の維持管理	中部地区 B	49.5	8	H27～H31	継続
多面的機能支払交付金 (太田汐口)	汐口耕作組合 農地維持・資源向上 (長寿命化)	北部地区 C	2.5	11	R2～R6 157千円	多面的機能支払交付金 (太田汐口)	農用地の維持管理 農業用施設の維持補修	北部地区 C	2.5	9	H27～H31	継続
多面的機能支払交付金 (新所西大谷)	西大谷耕作組合 農地維持・資源向上 (長寿命化)	中部地区 B	15.0	12	R2～R6 556千円	多面的機能支払交付金 (新所西大谷)	農用地の維持管理 農業用施設の維持補修	中部地区 B	15.0	10	H27～H31	継続
多面的機能支払交付金 (山口)	山口保全組合 農地維持・資源向上 (共同・長寿命化)	南部、中部地区 A、B	7.4	13	R2～R6 478千円	多面的機能支払交付金 (山口)	農用地の維持管理 農業用施設の維持補修	南部、中部地区 A、B	7.4	11	H27～H31	継続
多面的機能支払交付金 (入出)	入出総バ保全組合 農地維持・資源向上 (長寿命化)	北部地区 C	36.9	14	R4～R8 1,267千円	多面的機能支払交付金 (入出)	農用地の維持管理 農業用施設の維持補修	北部地区 C	36.9	12	H29～H33	継続
多面的機能支払交付金 (内山)	靱の会 農地維持・資源向上 (長寿命化)	東部地区 D	2.2	15	R4～R8 135千円	多面的機能支払交付金 (内山)	農用地の維持管理 農業用施設の維持補修	東部地区 D	1.8	13	H29～H33	継続
多面的機能支払交付金 (前向)	前向耕作組合 農地維持・資源向上 (長寿命化)	中部地区 B	16.0	16	R5～R9 824千円	多面的機能支払交付金 (前向)	農用地の維持管理 農業用施設の維持補修	中部地区 B	16.0	15	H30～H34	継続

変 更 案						変 更 前 (現 在)						変更理由
2 農用地等保全整備計画 表4 農用地等保全整備計画						2 農用地等保全整備計画 表4 農用地等保全整備計画						
事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考	
		地区	面積 (ha)					地区	面積 (ha)			
						<u>多面的機能支払交付金</u> <u>(蜷川)</u>	<u>農用地の維持管理</u> <u>農業用施設の維持補修</u>	<u>南部地区</u> <u>A</u>	<u>3.0</u>	<u>14</u>	<u>H30～H34</u>	完了
<u>多面的機能支払交付金</u> <u>(古見)</u>	<u>古見大沢農地保全会</u> <u>農地維持・資源向上</u> <u>(長寿命化)</u>	<u>中部地区</u> <u>B</u>	<u>14.7</u>	<u>17</u>	<u>R4～R8</u> <u>668千円</u>							新規
3 農用地等の保全のための活動 農用地を良好な状態で保全管理するためには、まず、将来にわたって経営を継続する担い手に利用管理されることが基本である。そのため、農業委員会やJA等の関係機関と一体となって農地中間管理事業などの普及を行い、認定農業者等への農地の集積・集約化を促進し、効率的な農用地の利用を進める。 また、農業委員会では農地銀行制度を積極的に推進している。これは、荒廃農地等の情報を庁舎窓口やホームページで公開し、新規就農や規模拡大を志向する農業者などに、農地の利用調整を行うものである。今後も活動の継続に加え、荒廃農地調査・解消活動を推進し、農用地の保全を図っていく。 加えて、農地・農業用水等の資源の適正な保全管理を図るため、農業者と地元自治会、学校PTA等と連携した多面的機能支払交付金の活用を推進していく。 その他、現在開設中の市民農園の利用状況にばらつきがあるため、新設地の計画については、利用希望者の予測等必要性を十分検討した上で、運営主体へ支援を行っていく。 一方、鳥獣被害については、農家の被害防除が進んでおり、被害報告は減少傾向にあるものの、依然としてイノシシによる果樹への被害は多く、電気柵やネットフェンス等の設置への支援を行っている。今後も、「湖西市鳥獣被害防止計画」に基づき、被害軽減対策を継続し、荒廃農地の発生抑止を図っていく。 また、近年の情報通信技術の発達・普及による社会の大きな変化により、田園回帰が注目を集め、農村の持つ価値や魅力が再評価されている。本市においては、「湖西おいでん祭」、「緑花フェア」など農業に関連するイベントや、農業の魅力発信、農村地域への誘客等を地域住民とともに企画し、農村の活性化を図ることを通じ、農地保全活動につなげていく。						3 農用地等の保全のための活動 農用地を良好な状態で保全管理するためには、まず、将来にわたって経営を継続する担い手に利用管理されることが基本である。そのため、農業委員会やJA等の関係機関と一体となって農地中間管理事業などの普及を行い、認定農業者等への利用集積を促進し、効率的な農用地の利用を進める。 また、農業委員会では農地銀行制度を積極的に推進している。これは、荒廃農地等の情報を庁舎窓口やホームページで公開し、新規就農や規模拡大を志向する農業者などに、農地の利用調整を行うものである。今後も活動の継続に加え、荒廃農地調査・解消活動を推進し、農用地の保全を図っていく。 さらに、本市では、鳥獣被害防止を図るため、電気柵やネットフェンス等の設置への支援を行っている。今後も、湖西市鳥獣被害防止計画に基づき、被害軽減対策を継続し、荒廃農地の発生抑止を図っていく。 加えて、農地・農業用水等の資源の適正な保全管理を図るため、農業者と地元自治会、学校PTA等と連携し、多面的機能支払交付金の活用を推進していく。 一方、「湖西おいでん祭」、「こさい秋の緑花フェア」など農業に関連するイベントや、農業の魅力発信、農村地域への誘客等を地域住民とともに企画し、農村の活性化を図ることを通じ、農地保全活動につなげていく。 また、現在開設している市民農園は、利用状況にばらつきがある状況である。新設地の計画については、利用希望者の予測等必要性を十分検討した上で、運営主体へ支援を行っていく。						
4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし						4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし						

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p>(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標</p> <p>本市の農業は、恵まれた気候条件や交通条件を背景として、豚肉をはじめ、コデマリやサトウエンドウ、セルリーなど、全国に誇れる良質な農畜産物が数多く生産されている。しかし、気候変動や都市化の進展による営農環境の悪化や後継者不足などに加え、農産物の輸入自由化による内外の産品との競争激化など、農業をとりまく環境はますます厳しい状況となっている。</p> <p>これら悪化している農業環境を好転させるためには農業者、またはこれから農業を始めようとする人が魅力を感じるような農業の確立が不可欠であり、他産業並みの所得と労働条件の実現を図らなければならない。</p> <p>そのため、本市は意欲ある担い手農家を中心に、兼業農家も含めた地域農業集団や農用地利用改善団体等、高能率生産組織を育成する。また、地区の土地利用合理化計画により、野菜及び花きの団地化等生産単位の大型化を図り、生産性の向上を図る。さらに、共販体制の充実を図るため、共同栽培管理施設、共同集出荷貯蔵施設等の整備を図り栽培から集出荷までのシステム化を推進する。また、「湖西市DX推進計画」に基づき、農協などと協力し、農業先端技術の導入に積極的な農業者の支援や市内企業等で開発した先端技術と農業者をマッチングすることにより、スマート農業を推進する。</p> <p>具体的な指標としては、農業を主業とする効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者が、他産業従事者並みの年間農業所得（農業従事者2人の経営体あたり750万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できる農業経営体を育成する。また、経営形態としては、畜産専業農家、土地利用型の露地野菜栽培農家、果樹栽培農家及び高度に集約化・システム化された施設型の野菜・花き栽培農家に方向付けし、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを基本目標として農業経営基盤の強化を促進する。</p> <p>さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成し、従来からの基幹作物であるコデマリやキャベツ、セルリー等の産地としての維持・拡大を図っていくことにより、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく。そのため、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営における発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。具体的な指標としては、年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得300万円程度）を目標とする。</p>	<p>1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p>(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標</p> <p>本市の農業は、恵まれた気候条件や交通条件を背景として、畜産、野菜、果樹、花きなどの農業が営まれてきている。しかし、都市化の進展による営農環境の悪化や後継者不足などに加え、農産物の輸入自由化による内外の産品との競争激化など、農業をとりまく環境はますます厳しい状況となっている。</p> <p>これら悪化している農業環境を好転させるためには農業者、またはこれから農業を始めようとする人が魅力を感じるような農業の確立が不可欠であり、他産業並みの所得と労働条件の実現を図らなければならない。</p> <p>そのため、本市は意欲ある担い手農家を中心に、兼業農家も含めた地域農業集団や農用地利用改善団体等、高能率生産組織を育成する。また、地区の土地利用合理化計画により、野菜及び花きの団地化等生産単位の大型化を図り、生産性の向上を図る。さらに、共販体制の充実を図るため、共同栽培管理施設、共同集出荷貯蔵施設等の整備を図り栽培から集出荷までのシステム化を推進する。</p> <p>具体的な指標としては、農業を主業とする効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者が、他産業従事者並みの年間農業所得（農業従事者2人の経営体あたり750万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できる農業経営体を育成する。また、経営形態としては、畜産専業農家、土地利用型の露地野菜栽培農家、果樹栽培農家及び高度に集約化・システム化された施設型の野菜・花き栽培農家に方向付けし、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを基本目標として農業経営基盤の強化を促進する。</p> <p>さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成し、従来からの基幹作物であるコデマリやキャベツ、セルリー等の産地としての維持・拡大を図っていくことにより、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく。そのため、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営における発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。具体的な指標としては、年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得300万円程度）を目標とする。</p>

表5 営農類型の育成目標

	営農類型	目標規模	作目構成
個別経営	肉牛	常時200頭 (年出荷170頭)	乳雄肥育 常時200頭、年出荷170頭 肥育月数14ヶ月
	〃	常時140頭 (年出荷90頭)	肉専用種 常時140頭、年出荷90頭 肥育月数18ヶ月
	〃	常時180頭 (年出荷130頭)	交雑種 常時180頭、年出荷130頭 肥育月数16ヶ月

表5 営農類型の育成目標

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数	集積目標面積 (ha)
個人経営	肉牛	常時200頭 (年出荷170頭)	乳雄肥育 常時200頭、年出荷170頭 肥育月数14ヶ月	2	-
	〃	常時140頭 (年出荷90頭)	肉専用種 常時140頭、年出荷90頭 肥育月数18ヶ月		
	〃	常時180頭 (年出荷130頭)	交雑種 常時180頭、年出荷130頭 肥育月数16ヶ月		

変 更 案			変 更 前 (現 在)				
肉牛+果樹	常時 100 頭 (年出荷 85 頭) +露地温州ミカン 2ha	肉牛+ミカン [作付面積] 乳雄肥育 常時 100 頭、年出荷 85 頭 肥育月数 14 ヶ月 露地温州ミカン 2ha	肉牛+果樹	常時 100 頭 (年出荷 85 頭) +露地温州みかん 2ha	肉牛+みかん [作付面積] 乳雄肥育 常時 100 頭、年出荷 85 頭 肥育月数 14 ヶ月 露地温州みかん 2ha	6	12
酪農	経産牛 60 頭 (育成牛 30 頭) +飼料畑 10ha	経産牛 60 頭、育成牛 30 頭 (飼料畑 10ha)	酪農	経産牛 60 頭 (育成牛 30 頭) +飼料畑 10ha	経産牛 60 頭、育成牛 30 頭 (飼料畑 10ha)	3	30
養豚	母豚 100 頭 雄豚 3 頭 育成豚 30 頭 (肥育豚 1,000 頭)	養豚一貫 母豚 100 頭、雄豚 3 頭、 育成豚 30 頭、肥育豚 1,000 頭	養豚	母豚 100 頭 雄豚 10 頭 育成豚 30 頭 (肥育豚 1,000 頭)	養豚一貫 母豚 100 頭、雄豚 10 頭、 育成豚 30 頭、肥育豚 1,000 頭	12	-
採卵鶏	平均飼育羽数 28,000 羽	平均飼育羽数 28,000 羽	採卵鶏	平均飼育羽数 28,000 羽	平均飼育羽数 28,000 羽	3	-
うずら	126,000 羽	総収容羽数 126,000 羽 平均飼育羽数 110,880 羽	うずら	126,000 羽	総収容羽数 126,000 羽 平均飼育羽数 110,880 羽	1	-
施設野菜	セルリー 1.2ha +メロン 0.3ha (経営面積 0.8ha)	セルリー+メロン [作付面積] セルリー 1.2ha+メロン 0.3ha [経営面積] 0.8ha	施設野菜	セルリー 1.2ha +メロン 0.3ha (経営面積 0.8ha)	セルリー+メロン [作付面積] セルリー 1.2ha+メロン 0.3ha [経営面積] 0.8ha	12	9.6
"	セルリー 0.5ha +メロン 0.3ha +エンドウ 0.2ha (経営面積 0.75ha)	セルリー+メロン+エンドウ [作付面積] セルリー 0.5ha+メロン 0.3ha+ エンドウ 0.2ha [経営面積] 0.75ha	"	セルリー 0.5ha +メロン 0.3ha +エンドウ 0.2ha (経営面積 0.75ha)	セルリー+メロン+エンドウ [作付面積] セルリー 0.5ha+メロン 0.3ha+ エンドウ 0.2ha [経営面積] 0.75ha	3	2.25
"	セルリー 0.5ha +メロン 0.3ha +露地野菜 1ha (経営面積 1.55ha)	セルリー+メロン+露地野菜 [作付面積] セルリー 0.5ha+メロン 0.3ha+ 露地野菜 1ha [経営面積] 1.55ha	"	セルリー 0.5ha +メロン 0.3ha +露地野菜 1ha (経営面積 1.55ha)	セルリー+メロン+露地野菜 [作付面積] セルリー 0.5ha+メロン 0.3ha+ 露地野菜 1ha [経営面積] 1.55ha	14	25.2
"	ミニトマト 0.4ha (経営面積 0.4ha)	ミニトマト専作 [作付面積] ミニトマト 0.4ha [経営面積] 0.4ha	"	ミニトマト 0.4ha (経営面積 0.4ha)	ミニトマト専作 [作付面積] ミニトマト 0.4ha [経営面積] 0.4ha	3	1.2
"	トマト 0.4ha +メロン 0.2ha (経営面積 0.4ha)	トマト+メロン [作付面積] トマト 0.4ha+メロン 0.2ha [経営面積] 0.4ha	"	トマト 0.4ha +メロン 0.2ha (経営面積 0.4ha)	トマト+メロン [作付面積] トマト 0.4ha+メロン 0.2ha [経営面積] 0.4ha	1	0.4
"	コマツナ 4ha (経営面積 0.5ha)	コマツナ専作 [作付面積] コマツナ 4ha [経営面積] 0.5ha	"	コマツナ 4ha (経営面積 0.5ha)	コマツナ専作 [作付面積] コマツナ 4ha [経営面積] 0.5ha	1	0.5
"	チンゲンサイ 2.1ha (経営面積 0.3ha)	チンゲンサイ専作 [作付面積] チンゲンサイ 2.1ha [経営面積] 0.3ha	"	チンゲンサイ 2.1ha (経営面積 0.3ha)	チンゲンサイ専作 [作付面積] チンゲンサイ 2.1ha [経営面積] 0.3ha	1	0.3

変 更 案			変 更 前 (現 在)				
	イチゴ 0.4ha (施設面積 0.4ha)	イチゴ専作 [作付面積] イチゴ 0.4ha [施設面積] 0.4ha	イチゴ 0.4ha (施設面積 0.4ha)	イチゴ 0.4ha (施設面積 0.4ha)	イチゴ専作 [作付面積] イチゴ 0.4ha [施設面積] 0.4ha	7	2.8
露地野菜	キャベツ 3ha +パレイシヨ 1.5ha (経営面積 3ha)	キャベツ+パレイシヨ [作付面積] キャベツ 3ha+パレイシヨ 1.5ha [経営面積] 3ha	キャベツ 3ha +パレイシヨ 1.5ha (経営面積 3ha)	キャベツ 3ha +パレイシヨ 1.5ha (経営面積 3ha)	キャベツ+パレイシヨ [作付面積] キャベツ 3ha+パレイシヨ 1.5ha [経営面積] 3ha	3	13.5
露地野菜	キャベツ 1.5ha +パレイシヨ 1.5ha +ダイコン 0.5ha (経営面積 2ha)	キャベツ+パレイシヨ+ダイコン [作付面積] キャベツ 1.5ha+パレイシヨ 1.5ha +ダイコン 0.5ha [経営面積] 2ha	キャベツ 1.5ha +パレイシヨ 1.5ha +ダイコン 0.5ha (経営面積 2ha)	キャベツ 1.5ha +パレイシヨ 1.5ha +ダイコン 0.5ha (経営面積 2ha)	キャベツ+パレイシヨ+ダイコン [作付面積] キャベツ 1.5ha+パレイシヨ 1.5ha +ダイコン 0.5ha [経営面積] 2ha	12	42
(製本時には削除)							
施設花き	施設きく (周年作) 0.45ha (経営面積 0.45ha)	施設きく専作 [作付面積] 施設きく(周年作) 0.45ha [経営面積] 0.45ha	施設きく (周年作) 0.45ha	施設きく (周年作) 0.45ha	施設きく専作 [作付面積] 施設きく(周年作) 0.45ha [経営面積] 0.45ha	5	2.25
露地野菜	ガーベラ 0.5ha (経営面積 0.5ha)	ガーベラ専作 [作付面積] ガーベラ 0.5ha [経営面積] 0.5ha	ガーベラ 0.5ha (経営面積 0.5ha)	ガーベラ 0.5ha (経営面積 0.5ha)	ガーベラ専作 [作付面積] ガーベラ 0.5ha [経営面積] 0.5ha	3	1.5
露地野菜	カーネーション 0.5ha (経営面積 0.5ha)	カーネーション専作 [作付面積] カーネーション 0.5ha [経営面積] 0.5ha	カーネーション 0.5ha (経営面積 0.5ha)	カーネーション 0.5ha (経営面積 0.5ha)	カーネーション専作 [作付面積] カーネーション 0.5ha [経営面積] 0.5ha	1	0.5
露地野菜	トルコキョウ 0.6ha (経営面積 0.3ha)	トルコキョウ専作 [作付面積] トルコキョウ 0.6ha [経営面積] 0.3ha	トルコキョウ 0.6ha (経営面積 0.3ha)	トルコキョウ 0.6ha (経営面積 0.3ha)	トルコキョウ専作 [作付面積] トルコキョウ 0.6ha [経営面積] 0.3ha	1	0.3
露地野菜	洋ラン 0.45ha (経営面積 0.45ha)	洋ラン [作付面積] 洋ラン 0.45ha [経営面積] 0.45ha	洋ラン 0.45ha (経営面積 0.45ha)	洋ラン 0.45ha (経営面積 0.45ha)	洋ラン [作付面積] 洋ラン 0.45ha [経営面積] 0.45ha	4	1.8
露地野菜	コデマリ 0.5ha +アマリリス 0.5ha (経営面積 1ha)	コデマリ+アマリリス [作付面積] コデマリ 0.5ha+アマリリス 0.5ha [経営面積] 1ha	コデマリ 0.5ha +アマリリス 0.5ha (経営面積 1ha)	コデマリ 0.5ha +アマリリス 0.5ha (経営面積 1ha)	コデマリ+アマリリス [作付面積] コデマリ 0.5ha+アマリリス 0.5ha [経営面積] 1ha	3	3
露地野菜	コデマリ 0.5ha +切り花類 0.3ha (経営面積 0.8ha)	コデマリ+切り花類(ヒペリカム、 アスパラガスミリオン、センリョウ) [作付面積] コデマリ 0.5ha+切り花類 0.3ha [経営面積] 0.8ha	コデマリ 0.5ha +切り花類 0.3ha (経営面積 0.8ha)	コデマリ 0.5ha +切り花類 0.3ha (経営面積 0.8ha)	コデマリ+切り花類(ヒペリカム、 アスパラガスミリオン、センリョウ) [作付面積] コデマリ 0.5ha+切り花類 0.3ha [経営面積] 0.8ha	6	4.8
施設花き +露地花き	施設きく 0.5ha +露地きく 0.2ha (経営面積 0.7ha)	施設きく+露地きく [作付面積] 施設きく 0.5ha+露地きく 0.2ha [経営面積] 0.7ha	施設きく 0.5ha +露地きく 0.2ha (経営面積 0.7ha)	施設きく 0.5ha +露地きく 0.2ha (経営面積 0.7ha)	施設きく+露地きく [作付面積] 施設きく 0.5ha+露地きく 0.2ha [経営面積] 0.7ha	1	0.7
施設花き +露地花き	施設きく 0.5ha +露地きく 0.2ha (経営面積 0.7ha)	施設きく+露地きく [作付面積] 施設きく 0.5ha+露地きく 0.2ha [経営面積] 0.7ha	施設きく 0.5ha +露地きく 0.2ha (経営面積 0.7ha)	施設きく 0.5ha +露地きく 0.2ha (経営面積 0.7ha)	施設きく+露地きく [作付面積] 施設きく 0.5ha+露地きく 0.2ha [経営面積] 0.7ha	1	0.7

変 更 案			変 更 前 (現 在)					
	施設花き+果樹	コデマリ 0.5ha +露地温州ミカン 1ha (経営面積 1.5ha)	コデマリ+ミカン [作付面積] コデマリ 0.5ha +露地温州ミカン 1ha [経営面積] 1.5ha	施設花き+ 果樹+水稲	こでまり 0.5ha +露地温州みかん 1ha+水稲 2ha (経営面積 3.5ha)	こでまり+みかん+水稲 [作付面積] こでまり 0.5ha +露地温州みかん 1ha +水稲 2ha [経営面積] 3.5ha	13	45.5
	果樹+水稲	露地温州ミカン 3ha +水稲 7ha (経営面積 10ha)	ミカン+水稲 [作付面積] 露地温州ミカン 3ha+水稲 7ha [経営面積] 10ha	果樹+水稲	露地温州みかん 3ha +水稲 5ha (経営面積 8ha)	みかん+水稲 [作付面積] 露地温州みかん 3ha+水稲 5ha [経営面積] 8ha	6	42
	水稲+ 露地野菜	水稲 7ha+ キャベツ 0.8ha (経営面積 7.8ha)	水稲+キャベツ [作付面積] 水稲 7ha+キャベツ 0.8ha [経営面積] 7.8ha	水稲+ 露地野菜	水稲 7ha+ キャベツ 0.8ha (経営面積 7.8ha)	水稲+キャベツ [作付面積] 水稲 7ha+キャベツ 0.8ha [経営面積] 7.8ha	5	39
	水稲+施設花き (コデマリ、 アマリリス、 センリョウ等)	水稲 7ha+ 切り花類 0.3ha (経営面積 7.3ha)	水稲+切り花類 [作付面積] 水稲 7ha+切り花類 0.3ha [経営面積] 7.3ha	水稲+施設花き (こでまり、 アマリリス、 センリョウ等)	水稲 7ha+ 切り花類 0.3ha (経営面積 7.3ha)	水稲+切り花類 [作付面積] 水稲 7ha+切り花類 0.3ha [経営面積] 7.3ha	4	30
個別経営 (新規就農)	営農類型	目標 規模	作目構成	営農類型	目標 規模	作目構成	戸数	集積 目標面積 (ha)
	セルリー	セルリー 0.6ha (経営面積 0.3ha)	セルリー専作 [作付面積] セルリー 0.3ha×2作 [経営面積] 0.3ha	セルリー	セルリー 0.3ha (経営面積 0.3ha)	セルリー専作 [作付面積] セルリー 0.3ha [経営面積] 0.3ha	-	-
	コデマリ +ミカン	コデマリ 0.2ha ミカン 1ha (経営面積 1.2ha)	コデマリ+ミカン [作付面積] コデマリ 0.2ha ミカン 1ha [経営面積] 1.2ha	コデマリ +ミカン	コデマリ 0.2ha ミカン 1ha (経営面積 1.2ha)	コデマリ+ミカン [作付面積] コデマリ 0.2ha ミカン 1ha [経営面積] 1.2ha	-	-
	キャベツ +パレイショ	キャベツ 1.5ha パレイショ 0.6ha (経営面積 1.5ha)	キャベツ+パレイショ [作付面積] キャベツ 1.5ha パレイショ 0.6ha [経営面積] 1.5ha	キャベツ +パレイショ	キャベツ 1.5ha パレイショ 0.6ha (経営面積 1.5ha)	キャベツ+パレイショ [作付面積] キャベツ 1.5ha パレイショ 0.6ha [経営面積] 1.5ha	-	-
エンドウ +メロン	エンドウ 0.2ha メロン 0.2ha (経営面積 0.2 ha)	エンドウ+メロン [作付面積] エンドウ 0.2ha メロン 0.2ha [経営面積] 0.2ha	エンドウ +メロン	エンドウ 0.2ha メロン 0.2ha (経営面積 0.2 ha)	エンドウ+メロン [作付面積] エンドウ 0.2ha メロン 0.2ha [経営面積] 0.2ha	-	-	
(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(令和4年2月) 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」との整合を図っている。基本的な構想で示されているものを記載する。				(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(平成26年9月)				
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 農業振興地域内の農用地は、混住化や高齢化・兼業化により農地の耕作放棄、荒らし作り等が行われている。また、これらにより土地・水利用等生産環境の悪化のみならず、地力の低下、耕地利用率の低下あるいは営農意欲の減退がみられている。 一方、これまでの農地利用集積活動等の推進により、規模拡大、あるいは共同化による経営の合理化を図ろうとする自立経営志向農家も徐々に増加してきている。 今後より一層、農用地の効率的利用を図っていくため、農業施策の総合的な実施による次の方向への誘導に努める必要がある。				(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 農業振興地域内の農用地は、混住化や高齢化・兼業化により農地の耕作放棄、荒らし作り等が行われている。また、これらにより土地・水利用等生産環境の悪化のみならず、地力の低下、耕地利用率の低下あるいは営農意欲の減退がみられている。 一方、これまでの農地利用集積活動等の推進により、規模拡大、あるいは共同化による経営の合理化を図ろうとする自立経営志向農家も徐々に増加してきている。 今後より一層、農用地の効率的利用を図っていくため、農業施策の総合的な実施による次の誘導方向に努める必要がある。				

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>①認定農業者等への農地の集積・集約化 ②農作業の共同化の推進 ③農作業の受委託の推進 ④規模拡大に伴う労働力の確保 ⑤経営体への支援</p> <p>2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 (1) 農地の集積・集約化対策 認定農業者等への農地の集積・集約化は進んではいるものの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図られず、経営規模の更なる拡大が停滞している。また、今後はさらに農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が発生することが予想される。 そのため、本市では、農地中間管理機構とびあ浜松農業協同組合と連携し、市内の担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、県の広域支援事業等を活用した広域認定農業者への斡旋や、静岡県農業法人誘致推進連絡会を活用した、担い手不在地域での県内外の大規模農業法人等の誘致を進める。</p> <p>(2) 農作業の共同化の推進方策 地域農業集団、農用地利用改善団体による農作業、機械等の共同利用、不作付地・荒らし作りの解消及び農業副産物（畜産ふん尿・稲わら等）の有効利用等により農用地の効率的な利用を促進する。</p> <p>(3) 農作業の受委託の推進方策 兼業・高齢農家の労働力不足の解消、専業農家の作業労働負担の軽減及び農地の不作付地・荒らし作りの防止のため、他地域からの担い手の受け入れや農業者組織などによる作業受委託等を進めるとともに、スマート農業の推進により、労働負担の軽減や農作業の効率化を図る。</p> <p>(4) 規模拡大にともなう労働力の確保対策 今後は、経営規模等の拡大に伴い、労働力の不足が懸念される。そこで、高齢農業者や定年就農者、女性農業者、障害のある人等の多様な担い手を確保し、労働力を確保していく。</p> <p>(5) 経営体への支援 認定農業者やビジネス経営体等農業の担い手の法人化、規模拡大について、各種支援制度を活用し、経営の強化を図る。</p> <p>3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし</p>	<p>①認定農業者等への農地の集積・集約化 ②農作業の共同化の推進 ③農作業の受委託の推進 ④規模拡大に伴う労働力の確保 ⑤経営体への支援</p> <p>2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 (1) 農地の集積・集約化対策 認定農業者等への農地の利用集積は進んではいるものの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図られず、経営規模の更なる拡大が停滞している。また、今後はさらに農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が発生することが予想される。 そのため、本市では農地中間管理機構とびあ浜松農業協同組合との連携により農用地の集積・集約化を組織的に推進する。 また、人・農地プランの活用やホームページ等での情報公開により規模縮小農家から貸付け等の希望のあった農地を、規模拡大を望む農家に紹介・斡旋する農地銀行活動を推進し、農地の集積・集約化と意欲ある農家集団の育成を図る。</p> <p>(2) 農作業の共同化の推進方策 地域農業集団、農用地利用改善団体による農作業、機械等の共同利用、不作付地・荒らし作りの解消及び農業副産物（畜産ふん尿・稲わら等）の有効利用等により農用地の効率的な利用を促進する。 なお、湖西酪農団地組合については、大型機械の維持運営に関する協定活用型事業を推進する。</p> <p>(3) 農作業の受委託の推進方策 兼業・高齢農家の労働力不足の解消、専業農家の作業労働負担の軽減及び農地の不作付地・荒らし作りの防止のため、担い手農家による農作業の受委託等を推進する。</p> <p>(4) 規模拡大にともなう労働力の確保対策 今後は、経営規模等の拡大に伴い、労働力の不足が懸念される。そこで、高齢農業者や定年就農者、女性農業者等の多様な担い手を確保し、労働力を確保していく。</p> <p>(5) 経営体への支援 認定農業者等農業の担い手の法人化、規模拡大について、各種支援制度を活用し、経営の強化を図る。</p> <p>3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし</p>

第6 農業近代化施設の整備計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>1 農業近代化施設の整備の方向</p> <p>本市農業の基幹作目は、畜産、野菜、果樹、花きである。中でも豚は、県内第1位の生産を誇り、コデマリは全国生産シェア8割を占める日本一の産地となっている。他にも白須賀台地を中心に栽培されるパレイシヨは、浜松市の三方原台地のパレイシヨとともに全国的に高い評価を得ている。</p> <p>しかし、近年、世界情勢を背景とした燃料・資材価格の高騰や輸入農産物の増加、農産物の価格低迷など、本市の農業を取り巻く環境は必ずしも良好とは言えない状況にある。</p> <p>このような中、将来にわたって産地として発展していくためには、新たな付加価値の創出による他産地との差別化や販売戦略の構築が必要となっている。</p> <p>このため、農商工連携や6次産業化等の取組を推進し、農産物の生産、製造・加工、流通及び消費における連携を強化するとともに、<u>農畜産物の認知度を高めるため、ブランド化等を促進する。</u></p> <p>さらに、農家の経営安定を図るため、果樹、野菜または花き施設において、省エネルギー対策機器の導入に取り組む農業者への支援を継続するとともに、<u>ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業技術の導入により高い生産性と両立する持続的生産体系への転換を図る。</u></p> <p>一方、畜産関係施設を起因とした悪臭対策のため、平成17年度より畜舎の密閉化、脱臭装置の設置などの臭気対策事業に取り組む畜産農家に対し、湖西市畜産環境衛生対策協議会を通じた支援や、<u>臭気低減に向けた共同研究</u>を行っている。今後も支援・研究を継続し、住民の生活環境の改善に努めていく。また、畜産クラスター事業等により生産性の向上を図っていることから、今後も取組を推進していく。</p> <p>そして、基幹作目のより一層の産地化を図るために、生産施設の整備・拡大、栽培管理施設の整備、集出荷施設の整備により、高品位生産・販売に努め、収益性の高い農業経営を確立する方針である。</p> <p>このような基本方針に基づく地域別の構想は次のとおりである。</p> <p>(1) 南部地区 (A地区)</p> <p>本地区は、エンドウ・セルリー等の施設野菜、ダイコン・キャベツ・パレイシヨ等の露地野菜及び養豚を基幹作目としている。</p> <p>また、施設野菜栽培が盛んなことから、これまで、栽培管理施設、集出荷貯蔵施設が整備されてきた。今後は、木質ペレットボイラーや電気ヒートポンプ加温装置の導入など、低コスト・省力栽培の推進のほか、消費者の嗜好の多様化に対応した品質、規格の管理、鮮度の保持等の高品位生産・販売を目指す。さらに、生産性向上と持続可能な農業生産のため、<u>温湿度や二酸化炭素を管理制御する高度環境制御技術の導入</u>を図る。</p> <p>露地野菜については、定植機・収穫機等省力作業機器の開発・普及、共同育苗の推進・整備を図る。</p> <p>また、<u>足湯コーナーとテラス席の改修を終え、リニューアルオープンした道の駅潮見坂</u>は、多くの観光客が訪れる観光スポットとなっており、特産品の販売拠点にもなっている。今後も、農産物、海産物の規格外品などをベースとした加工品の開発や湖西でなければ食べられない食の開発、<u>地産地消型の農家直営レストラン</u>などの取組を積極的に推進していく。</p> <p>(2) 中部地区 (B地区)</p> <p>本地区は、水稻、きく等の花きが主たる作目である。</p> <p>水稻については、<u>自動走行農機、ICT水管理等の営農の省力化等に資する技術や直播栽培等低コスト栽培技術の導入や付加価値の高い米づくりの導入・定着のため、基幹的作業の担い手・中核</u></p>	<p>1 農業近代化施設の整備の方向</p> <p>本市農業の基幹作目は、畜産、野菜、果樹、花きである。中でも豚は、県内第1位の生産を誇り、<u>こでまり</u>は全国生産の8割を占める日本一の産地となっている。他にも白須賀台地を中心に栽培される<u>ばれいしよ</u>は、浜松市の三方原台地の<u>ばれいしよ</u>とともに全国的に高い評価を得ている。</p> <p>しかし、近年、輸入農産物の増加や農産物の価格低迷など、本市の農業を取り巻く環境は必ずしも良好とは言えない状況にある。</p> <p>このような中、将来にわたって産地として発展していくためには、新たな付加価値の創出による他産地との差別化や販売戦略の構築が必要となっている。</p> <p>このため、農商工連携や6次産業化等の取組を推進し、農産物の生産、製造・加工、流通及び消費における連携を強化するとともに、<u>地域に特有益な新商品開発やブランド化等を促進する。</u></p> <p>さらに、<u>施設園芸と農家の経営安定</u>を図るため、果樹、野菜または花き施設において、<u>省エネルギー対策機器の導入</u>に取り組む農業者への支援を継続するとともに、<u>高度環境制御技術の導入</u>を図る。</p> <p><u>加えて、市では畜産関係施設を起因とした悪臭対策のため、平成17年度より畜舎の密閉化、脱臭装置の設置などの臭気対策事業に取り組む畜産農家に対し、湖西市畜産環境衛生対策協議会を通じた支援を行っている。今後も支援を継続し、住民の生活環境の改善に努めていく。また、近年では畜産クラスター事業等により生産性の向上を図っていることから、今後も取組を推進していく。</u></p> <p>そして、基幹作目のより一層の産地化を図るために、生産施設の整備・拡大、栽培管理施設の整備、集出荷施設の整備により、高品位生産・販売に努め、収益性の高い農業経営を確立する方針である。</p> <p>このような基本方針に基づく地域別の構想は次のとおりである。</p> <p>(1) 南部地区 (A地区)</p> <p>本地区は、<u>えんどう</u>・セルリー等の施設野菜、<u>だいこん</u>・キャベツ・<u>ばれいしよ</u>等の露地野菜及び養豚を基幹作目としている。</p> <p>また、<u>施設野菜</u>が盛んなことから、これまで、栽培管理施設、集出荷貯蔵施設が整備されてきた。今後は、木質ペレットボイラーや電気ヒートポンプ加温装置の導入など、低コスト・省力栽培の推進のほか、消費者の嗜好の多様化に対応した品質、規格の管理、鮮度の保持等の高品位生産・販売を目指す。さらに、生産性向上のため、<u>温湿度や二酸化炭素を管理制御する高度環境制御技術の導入</u>を図る。</p> <p>露地野菜については、定植機・収穫機等省力作業機器の開発・普及、共同育苗の推進・整備を図る。</p> <p>また、<u>平成18年3月に国道1号潮見バイパスにオープンした道の駅潮見坂</u>は、年間100万人が訪れる観光スポットとなっており、特産品の販売拠点にもなっている。</p> <p>今後も、農産物、海産物の規格外品などをベースとした加工品の開発や湖西でなければ食べられない食の開発、<u>地産地消型の農家直営レストラン</u>などの取組を積極的に推進していく。</p> <p>(2) 中部地区 (B地区)</p> <p>本地区は、水稻、きく等の花きが主たる作目である。</p> <p>水稻については、<u>生産技術の効果的な導入・定着のため、基幹的作業の担い手・中核農業者団体への集積の拡大</u>を推進しつつ、農協組織・農業改良普及センター等による技術的指導・</p>

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>農業者団体への集積の拡大を推進しつつ、農協組織・農林事務所等による技術的指導・啓蒙普及を図る。</p> <p>花きについては、産地化への品種統一、作柄安定のための土壌改良及び計画生産と販売の確立を目指す。また、栽培管理技術等の向上による計画的な出荷を目指す。さらに、生産性向上と<u>持続可能な農業生産のため、ICTを活用した高度環境制御技術の導入</u>を図る。加えて、木質ボイラー、ヒートポンプ等の導入を推進し生産コストの低減を図っていく。</p> <p>(3) 北部地区 (C地区)</p> <p>本地区は、昭和55年度から60年度にかけて、新農業構造改善事業を実施しており、近代化施設の整備が進められ、肉用牛・乳用牛、コデマリを主とする花き及びミカンを基幹作物としている。</p> <p>肉用牛生産のうち、肥育経営については、国産品の品質等の面での有利性をいかした生産方式の導入を基本に、増体能力の向上、飼料給与方法の改善、個体能力の的確な把握、肥育期間の適正化等により生産コストの低減に努める。</p> <p>乳用牛については、今後とも需要に見合った計画的な生乳生産が必要であること等から、優良品種の導入を進める。また、飼料価格が高騰する中、<u>荒廃農地を解消して栽培する飼料用とうもろこしから安価で良質な飼料を生産するTMRセンターが浜松市西区に建設され、混合飼料の調整、供給事業が始まっている</u>。今後ともこうした施設を活用し、経営の安定、生産性の向上を図っていく。</p> <p>コデマリは、本市の施設花きの代表作物であり、全国生産シェアの8割を占めており、良品質のものが生産されている。今後は生産管理の効率化を図るため、施設の大型化や団地化を図り、より一層生産性の向上を図るとともに集出荷体制の強化を図り、<u>国際競争力のある産地づくり等を推進する。</u></p> <p>ミカンは、自然条件・立地条件に恵まれ、品質の良いものが生産されている。さらに、平成23年には強い農業づくり交付金事業により柑橘出荷貯蔵施設が完成し、出荷コストの低減等が図られている。今後も施設をいかしながら、出荷時期や食味向上に配慮しつつ、円滑な流通を推進する。一方で老木樹も増えていることから、改植による園地の若返りや優良系統への更新を図っていく。</p> <p>(4) 東部地区 (D地区)</p> <p>本地区は、水稲、豚、イチゴ、カンショ、タマネギが基幹作物である。また、大倉戸地区では、交通の利便性をいかした観光農園 (イチゴ狩り) が行われている。</p> <p>しかし近年、都市化の進展とともに農地のかい廃が進み、農業者も高齢化し、後継者も不足しているため、近代化施設の整備は効率性の点からも思うように進んでいない状況にある。今後は、<u>地域計画や農地中間管理事業を活用した担い手への集積・集約化等により産地形成を図った上で、必要な施設整備について検討していく。</u></p>	<p>啓蒙普及を図る。</p> <p>花きについては、産地化への品種統一、作柄安定のための土壌改良及び計画生産と販売の確立を目指す。また、栽培管理技術等の向上による計画的な出荷を目指す。さらに、生産性向上のため、温湿度や二酸化炭素を管理制御する高度環境制御技術の導入を図る。加えて、木質ボイラー、ヒートポンプ等の導入を推進し生産コストの低減を図っていく。</p> <p>(3) 北部地区 (C地区)</p> <p>本地区は、昭和55年度から60年度にかけて、新農業構造改善事業を実施しており、近代化施設の整備が進められ、肉用牛・乳用牛、<u>こでまり</u>を主とする花き及び<u>あばこ</u>を基幹作物としている。</p> <p>肉用牛生産のうち、肥育経営については、国産品の品質等の面での有利性をいかした生産方式の導入を基本に、増体能力の向上、飼料給与方法の改善、個体能力の的確な把握、肥育期間の適正化等により生産コストの低減に努める。</p> <p>乳用牛については、今後とも需要に見合った計画的な生乳生産が必要であること等から、優良品種の導入を進める。また、飼料価格が高騰する中、<u>耕作放棄地で栽培する飼料用とうもろこしから安価で良質な飼料を生産するTMRセンターが浜松市西区に建設され、混合飼料の調整、供給事業が始まっている</u>。今後ともこうした施設を活用し、経営の安定、生産性の向上を図っていく。</p> <p><u>こでまり</u>は、本市の施設花きの代表作物であり、全国生産の8割を占めており、良品質のものが生産されている。今後は生産管理の効率化を図るため、施設の大型化や団地化を図り、より一層生産性の向上を図るとともに集出荷体制の強化を図る。</p> <p><u>みかん</u>は、自然条件・立地条件に恵まれ、品質の良いものが生産されている。さらに、平成23年には強い農業づくり交付金事業により柑橘出荷貯蔵施設が完成し、出荷コストの低減等が図られている。今後も施設をいかしながら、出荷時期や食味向上に配慮しつつ、円滑な流通を推進する。一方で老木樹も増えていることから、改植による園地の若返りや優良系統への更新を図っていく。</p> <p>(4) 東部地区 (D地区)</p> <p>本地区は、水稲、豚、<u>いちご</u>、<u>かんしょ</u>、<u>たまねぎ</u>が基幹作物である。また、大倉戸地区では、交通の利便性をいかした観光農園 (<u>いちご狩り</u>) が行われている。</p> <p>しかし近年、都市化の進展とともに農地のかい廃が進み、農業者も高齢化し、後継者も不足しているため、近代化施設の整備は効率性の点からも思うように進んでいない状況にある。今後は、担い手への集積・集約化等により産地形成を図った上で、必要な施設整備について検討していく。</p>

変 更 案							変 更 前 (現 在)									
2 農業近代化施設整備計画 表6 農業近代化施設整備計画							2 農業近代化施設整備計画 表6 農業近代化施設整備計画									
施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対 図 番 号	備 考	施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用 組 織	対 図 番 号	備 考	変更理由
		受益 地区	受益 面積	受益 戸数						受益 地区	受益 面積	受益 戸数				
該当なし							該当なし									
3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし							3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし									

第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

変 更 案						変 更 前 (現 在)																													
<p>1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向</p> <p>産地間競争の激化、担い手の減少や高齢化など、農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。本市でも、この厳しい農業環境を背景として新規就農者は年間数名程度にとどまっており、今後さらに後継者不足や生産者の高齢化が進むと予想される。</p> <p>このような中で、本市農業を将来にわたって発展させていくためには、21世紀の農業の主役となる新規就農者の確保、育成が最も重要である。そのため、<u>地域の話し合いの場に新規就農者の参加を呼びかけ、目標地図に位置付けて農地集積・集約化による規模拡大等を図り、新たな担い手が進んで就農できる農業・農村の環境づくりを関係機関・団体と連携し推進する。</u>また、農家子弟の就農を促進するだけでなく、これまでの仕事で培った能力と経験を活用する民間企業からの転職者など農業内外から意欲ある人材の確保、育成を推進する。さらに、地域の農業生産を集団的に行う組織として集落営農組織、経営体の委託を受けて農作業を行うサービス事業者等多様な担い手の育成を進める。</p> <p>また令和5年3月末現在、6つの市民農園が運営されており、市民へ農業体験機会を提供している。今後も運営支援を継続し、農業とのふれあいを通じた、担い手の確保に努めていく。</p>						<p>1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向</p> <p>産地間競争の激化、担い手の減少や高齢化など、農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。本市でも、この厳しい農業環境を背景として新規就農者は年間数名程度にとどまっており、今後さらに後継者不足や生産者の高齢化が進むと予想される。</p> <p>このような中で、本市農業を将来にわたって発展させていくためには、21世紀の農業の主役となる新規就農者の確保、育成が最も重要である。そのため、<u>今後の新規就農者の動向等を踏まえて、若者が進んで就農できる農業・農村の環境づくりを関係機関・団体と連携し推進する。</u>また、農家子弟の就農を促進するだけでなく、これまでの仕事で培った能力と経験を活用する離職就農者を確保、育成し定着できる環境づくりを推進する。さらに、地域の農業生産を集団的に行う組織として集落営農組織、経営体の委託を受けて農作業を行うサービス事業者等多様な担い手の育成を進める。</p> <p>また現在、5つの市民農園が運営されており、市民へ農業体験機会を提供している。今後も運営支援を継続し、農業とのふれあいを通じた、担い手の確保に努めていく。</p>																													
<p>2 農業就業者育成・確保施設整備計画</p> <p>表7 農業就業者育成・確保施設整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>施設の内容</th> <th>位置及び規模</th> <th>施設の対象者</th> <th>対図番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考	該当なし						<p>2 農業就業者育成・確保施設整備計画</p> <p>表7 農業就業者育成・確保施設整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>施設の内容</th> <th>位置及び規模</th> <th>施設の対象者</th> <th>対図番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考	該当なし					
施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考																														
該当なし																																			
施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考																														
該当なし																																			

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>3 農業を担うべき者のための支援の活動</p> <p>新規就農者は独立就農後、間もなく生計が不安定なことを理由に離農する例も多く、就農者が定着するまでの支援が課題となっている。そのため、<u>農業次世代人材投資資金等の活用により不安定になりがちな所得の確保などの支援を行っている。また、窓口での相談に加え、農業に関心のある方などへ向けた情報発信として、市のホームページで補助事業等について公開し、情報提供を行っている。</u></p> <p>具体的には、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農林事務所や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。</p> <p>また、新規参入の促進とともに、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む必要がある。そのため、関係機関と一体となって、情報提供・就農相談機能の一層の充実、先進的法人経営等を利用した実践的研修、女性や高齢者など多様な担い手に対応した研修等を行う。</p> <p>さらに本市は、家族経営協定締結数が <u>61 家族（令和 4 年度末時点）</u> と多く、着実に増加している。今後も、家族経営協定の締結を推進し、家族間の意見の食い違いや、将来の不安などを解消しつつ、意欲とやり甲斐を持って参画できる魅力的な経営につなげていく。</p> <p>加えて、道の駅潮見坂周辺の荒廃農地を再生し農業参入した一般企業が、トウモロコシや花苗をハウスで栽培し直売を行っている。今後も農業委員会等の関係機関と連携を図り、担い手農家との農地需要が競合しないよう配慮しつつ参入を促進していく。</p>	<p>3 農業を担うべき者のための支援の活動</p> <p>新規就農者は独立就農後、間もなく生計が不安定なことを理由に離農する例も多く、就農者が定着するまでの支援が課題となっている。そのため、<u>人・農地プランの位置づけによる農業次世代人材投資資金等の活用により不安定になりがちな所得の確保など、新規就農者への支援を推進する。</u></p> <p>具体的には、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農林事務所や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。</p> <p>また、新規参入の促進とともに、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む必要がある。そのため、関係機関と一体となって、情報提供・就農相談機能の一層の充実、先進的法人経営等を利用した実践的研修、女性や高齢者など多様な担い手に対応した研修等を行う。</p> <p>さらに本市は、家族経営協定締結数が <u>50 家族（平成 24 年度）</u> と多く、着実に増加している。今後も、家族経営協定の締結を推進し、家族間の意見の食い違いや、将来の不安などを解消しつつ、意欲とやり甲斐を持って参画できる魅力的な経営につなげていく。</p> <p>加えて、<u>潮見バイパスの道の駅潮見坂の周辺の荒廃農地を再生し農業参入した一般企業が、トウモロコシや花苗をハウスで栽培し直売を行っている。</u>今後も農業委員会等の関係機関と連携を図り、担い手農家との農地需要が競合しないよう配慮しつつ参入を促進していく。</p>
<p>4 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>該当なし</p>	<p>4 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>該当なし</p>

第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)																																																
<p>1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標</p> <p>本市は、浜松市、豊橋市に近接し、国道1号、国道301号、浜名バイパス等の幹線道路が通過し、JR東海道本線の新所原、鷺津、新居町駅を擁するなど恵まれた立地条件にある。</p> <p>この恵まれた立地条件を背景として、本市の主産業である工業は、輸送用機械製造業を基幹として、電気機械器具、繊維、一般機械の産業が順調に業績を伸ばしてきた。</p> <p>一方、本市の農業を支える農家のほとんどは第2種兼業農家であり、<u>農外所得を主とする就業形態となっている。今後も農業従事者は減少し、他産業への就業者数が増大していく傾向は変わらないと予想され、さらに、農業就業者の高齢化や後継者不足等により経営環境の悪化が予想される。このような中、静岡県が進める防災・減災と地域成長の両立を目指した“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組に位置付けられた工業地の整備が進んでおり、雇用環境の回復が期待されている。今後も積極的な企業誘致や若者が定着する環境整備、農業従事者の安定的な就業機会の確保に努めていく。</u></p> <p>そのため、将来における農業従事者の就業目標を次表のとおり設定し、農業従事者の安定的な就業の促進を図っていく。</p> <p>表8 将来における農業従事者の就業目標 単位：人</p> <table border="1" data-bbox="197 638 974 813"> <thead> <tr> <th>従業地</th> <th>恒常的勤務</th> <th>自営兼業</th> <th>出稼ぎ</th> <th>日雇・臨時雇</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内</td> <td>539</td> <td>89</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>640</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>134</td> <td>23</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>673</td> <td>112</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 目標：2033年 2 資料：前回基礎資料、農林業センサス 3 数値は、過去の実績及び農家戸数の推移をもとにした推計値である。</p> <p>2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策</p> <p>(1) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策</p> <p>今後の産業別就業構造の予測は、第2次産業は、機械化、省力化等の技術革新による雇用の減少が見込まれ、第3次産業は、ソフト化、サービス化する経済の動向に伴って増加していくものと思われるが、<u>地域住民の都市への流出が進んでいるため、就業機会の場の確保は重要である。</u></p> <p><u>今後は、広域的な交通条件をいかした新たな企業用地への企業の誘致を進め、定住の促進につながる職住近接の暮らしなどゆとりある生活の実現といった多彩なライフスタイルを実現する魅力ある地域づくりを目指す。特に農業従事者の安定的な就業の促進を図るために、公共職業安定所との連絡、調整を強化し、雇用情報の収集・提供に努めていく。</u></p> <p>(2) 地域農林水産物及びその他地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策</p> <p>他産業への就業環境の改善とともに重要な柱となるのが、農業など地域資源を利活用した事業機会、就業機会の創出である。これらは、他産業への就業に比べて、農業従事者の生産技術、経営技術等を十分生かすことが可能であり、さらに都市との交流拡大による地域活性化が期待できる。</p> <p>本市においては、<u>多くの観光客が訪れる道の駅潮見坂を中心に、地域でとれた特産品そのものを販売、あるいは、規格外品を加工した特産品などの加工販売、飲食提供など、6次産業化を進めているところである。今後も、恵まれた交通条件を背景として農業と観光との連携のもと、以下のような6次産業化、農工商連携等の取組を推進し、就業機会の拡大を図っていく。</u></p>	従業地	恒常的勤務	自営兼業	出稼ぎ	日雇・臨時雇	合計	市内	539	89	0	12	640	市外	134	23	0	3	160	合計	673	112	0	15	800	<p>1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標</p> <p>本市は、浜松市、豊橋市に近接し、国道1号、国道301号、浜名バイパス等の幹線道路が通過し、JR東海道本線の新所原、鷺津、新居町駅を擁するなど恵まれた立地条件にある。</p> <p>この恵まれた立地条件を背景として、本市の主産業である工業は、輸送用機械製造業を基幹として、電気機械器具、繊維、一般機械の産業が順調に業績を伸ばしてきた。</p> <p>一方、本市の農業を支える農家のほとんどは兼業農家となっており、<u>今後も、農業従事者は減少し、他産業への就業者数は増大していくことが予想される。さらに、農業就業者の高齢化や後継者不足等により経営環境の悪化が予想されるため、積極的な企業誘致や若者が定着する環境整備、農業従事者の安定的な就業機会の確保が重要となってくる。</u></p> <p>そのため、将来における農業従事者の就業目標を次表のとおり設定し、農業従事者の安定的な就業の促進を図っていく。</p> <p>表8 将来における農業従事者の就業目標 単位：人</p> <table border="1" data-bbox="1220 606 1960 805"> <thead> <tr> <th>従業地</th> <th>恒常的勤務</th> <th>自営兼業</th> <th>出稼ぎ</th> <th>日雇・臨時雇</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内</td> <td>904</td> <td>129</td> <td>0</td> <td>42</td> <td>1,075</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>241</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,145</td> <td>132</td> <td>0</td> <td>54</td> <td>1,331</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 目標：2025年 2 資料：前回基礎資料、農林業センサス 3 数値は、過去の実績及び農家戸数の推移をもとにした推計値である。</p> <p>2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策</p> <p>(1) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策</p> <p>今後の産業別就業構造の予測は、第2次産業は、機械化、省力化等の技術革新による雇用の減少が見込まれ、第3次産業は、ソフト化、サービス化する経済の動向に伴って増加していくものと思われる。</p> <p><u>今後、農業従事者の安定的な就業の促進を図るために、公共職業安定所との連絡、調整を強化し、雇用情報の収集・提供に努めていく。</u></p> <p>(2) 地域農林水産物及びその他地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策</p> <p>他産業への就業環境の改善とともに重要な柱となるのが、農業など地域資源を利活用した事業機会、就業機会の創出である。これらは、<u>他産業への就業という点に比較し、農業従事者の生産技術、経営技術等を十分生かすことが可能であり、さらに都市との交流拡大による地域活性化が期待できる。</u></p> <p>本市においては、<u>年間100万人が訪れる道の駅潮見坂を中心に、地域でとれた特産品そのものを販売、あるいは、規格外品を加工した特産品などの加工販売、飲食提供など、6次産業化を進めているところである。今後も、恵まれた交通条件を背景として農業と観光との連携のもと、以下のような6次産業化、農工商連携等の取組を推進し、就業機会の拡大を図っていく。</u></p>	従業地	恒常的勤務	自営兼業	出稼ぎ	日雇・臨時雇	合計	市内	904	129	0	42	1,075	市外	241	4	0	12	257	合計	1,145	132	0	54	1,331
従業地	恒常的勤務	自営兼業	出稼ぎ	日雇・臨時雇	合計																																												
市内	539	89	0	12	640																																												
市外	134	23	0	3	160																																												
合計	673	112	0	15	800																																												
従業地	恒常的勤務	自営兼業	出稼ぎ	日雇・臨時雇	合計																																												
市内	904	129	0	42	1,075																																												
市外	241	4	0	12	257																																												
合計	1,145	132	0	54	1,331																																												

変 更 案	変 更 前 (現 在)
イ 地場産品を使用したホテル・レストランでのメニュー化 ロ 農産物もぎとりハウスによる観光農業 ハ 農畜産物を加工した特産品の開発	イ 地場産品を使用したホテル・レストランでのメニュー化 ロ 農産物もぎとりハウスによる観光農業 ハ 農畜産物を加工した特産品の開発
3 農業従事者就業促進施設 該当なし	3 農業従事者就業促進施設 該当なし
4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし	4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

第9 生活環境施設の整備計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>1 生活環境施設の整備の目標</p> <p>本市を取り巻く環境は、都市化の進展により、農家の兼業化、都市住民の移住による混住化等に伴い、地域住民の連帯感の希薄化が顕著となっており、住民の意識や価値感も「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」へと移行してきている。</p> <p>今後、このような社会的・経済的変化に対応していくことのできる環境づくりを進め「市民が誇れる湖西市」を目指していく。</p> <p>また、整備する施設は、類似施設との機能分担を明確にし、画一化を避け、地域の特性をいかすとともに高齢化の進展を踏まえたユニバーサルデザイン化、さらには環境との調和に十分配慮する。</p> <p>(1) 安全性</p> <p>防災については、巨大地震による津波の発生に備え、市民や観光客等の人命を守るため、湖西市の基本的な対応を盛り込んだ「湖西市津波避難計画」を令和4年3月、「湖西市地域防災計画」を令和5年1月に更新し、見直しを図った。近年、全国的に、過去に例を見ない大地震、大津波、局地的な大雨による土砂災害や河川の氾濫など大きな災害が頻発しており、あらゆる災害に備えるため、今後は津波対策をはじめ、水害や土砂災害対策、公共施設の耐震化等を継続して行っていくとともに、自主防災組織の強化、市民一人ひとりの防災意識の醸成を図っていく。</p> <p>防火については、消防施設、車両、水利等の計画的な整備と維持管理を徹底するとともに、23時から翌朝5時までの就寝中の時間帯の火災による死亡が多いことから、住宅用防災警報機の設置の徹底や住宅用消火器などの普及を図り、総合的な住宅防火対策を進めていく。</p> <p>防犯については、地域ぐるみの防犯対策が重要となってくる。そのため、地域住民と市が協力して実施する防犯パトロールの強化を推進していく。</p> <p>交通安全については、超高齢化社会の到来を考慮し、また通学時の児童・生徒の安全を確保するため、歩道や交通安全施設の整備を進めていくとともに交通安全意識の高揚を図る事業を推進し、交通死亡事故ゼロを目指していく。</p> <p>(2) 保健性</p> <p>本市では、生活排水処理対策として公共下水道の整備と合併処理浄化槽設置補助事業などを積極的に推進してきた。しかし、整備率は依然として低いままとなっている。また、し尿処理を行う衛生プラントは平成26年度から平成28年度にかけて大規模改修工事を実施しているが、次期施設の在り方については検討が必要となっている。そのため、社会的状況の変化に応じてより効率的に公共下水道の整備を進めていき、快適で住みよい住環境の整備を目指していく。</p> <p>保健衛生面では、健康寿命を延伸するための施策として健康づくりの支援、高齢者生きがい活動の充実、食育の推進を図るとともに、特定健康診査の実施により生活習慣病の予防・改善を促していく。</p> <p>また、本市の畜産農家からの家畜排せつ物は、ほとんどが家畜排せつ物法の管理基準に基づき、適正に管理され、大半が堆肥化されている。しかし、悪臭に対する苦情は継続して寄せられているため、県などとも連携し、継続的な臭気測定や脱臭設備投資への支援等により、臭気発生の抑制を図っていく。</p> <p>医療面においては、市民がいつでも安心して適切かつ最良の医療を受けられる機会を提供するため、市立湖西病院と診療所が連携を図り、将来にわたり適切な医療サービスを提供するとともに、</p>	<p>1 生活環境施設の整備の目標</p> <p>本市を取り巻く環境は、都市化の進展により、農家の兼業化、都市住民の移住による混住化等に伴い、地域住民の連帯感の希薄化が顕著となっており、住民の意識や価値感も「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」へと移行してきている。</p> <p>今後、このような社会的・経済的変化に対応していくことのできる環境づくりを進め「市民が誇れる湖西市」を目指していく。</p> <p>また、整備する施設は、類似施設との機能分担を明確にし、画一化を避け、地域の特性をいかすとともに高齢化の進展を踏まえたユニバーサルデザイン化、さらには環境との調和に十分配慮する。</p> <p>(1) 安全性</p> <p>防災について、H23.3.11の東日本大震災の発生等をふまえて、津波をはじめとする地震対策の必要性が非常に高まっている。そのため、巨大地震による津波の発生に備え、市民や観光客等の人命を守るため、住民の役割、避難対象地域、地区別津波避難計画、湖西市の基本的な対応を盛り込んだ「湖西市津波避難計画」を平成26年度に策定した。また、第4次地震被害想定公表を受け、平成29年3月に湖西市地域防災計画を更新した。今後は新たな防災計画をもとに、津波対策をはじめ、水害や土砂災害対策、公共施設の耐震化等を継続して行っていくとともに、必要な事業を推進していくとともに、地域防災訓練の拡充など、地域の防災意識を高める活動を進めていく。</p> <p>防火については、社会環境の変化から火災をはじめとする災害要因も複雑化、多様化している。今後は住宅火災の予防や地域全体の意識向上のための防災知識の普及等を図っていく。また、火事を出さない、事故を起こさないという予防啓発に努めるとともに、災害時に拠点となる消防庁舎の老朽化対策等、必要な対策を進めていく。</p> <p>防犯については、犯罪の発生を未然に防止していくために、地域や職場、学校など、それぞれの場で意識高揚のため自主活動の活性化を推進していく。また、夜間における歩行者の安全と防犯対策のため、防犯灯の設置を推進する。</p> <p>交通安全については、今後、高齢者が増えていくことを考慮し、歩行者の安全を確保するため、歩道の整備を進めていくとともに、高い規範意識、安全意識を持った「人による安全の確保」を基本とした交通安全社会の実現を目指していく。</p> <p>(2) 保健性</p> <p>本市では、生活排水処理対策として公共下水道の整備と合併処理浄化槽設置補助事業などを積極的に推進してきた。しかし、整備率は依然として低いままとなっている。また、し尿処理を行う衛生プラントは延命の継続をしているものの老朽化が進んでいる。そのため、公共下水道事業等を引き続き推進するとともに、衛生プラントについては、老朽化が進んでいることもあり、改修を進めている。</p> <p>保健衛生面では、健康福祉センターを拠点として、市民健康教室を地区ごとに実施している。特に成人病予防、食生活、体力づくりの面から地域ぐるみの健康に対する理解の増進に努めており、今後も引き続き予防健診、健康づくりを推進する。</p> <p>また、本市の畜産農家からの家畜排せつ物は、ほとんどが家畜排せつ物法の管理基準に基づき、適正に管理され、大半が堆肥化されている。しかし、悪臭に対する苦情は継続して寄せられているため、今後も、畜舎や堆肥舎の密閉化、消臭装置の設置、消臭飼料導入などの臭気対策を推進していく。</p> <p>医療面においては、市民がいつでも安心して適切かつ最良の医療を受けられる機会を提供するため、医療機関の協力のもとに、実情に即した一次救急、二次救急体制、また保健・福祉と連携した</p>

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>市内外の医療機関との連携を深め、地域医療の充実と経営改善に努めていく。</p> <p>(3) 利便性 主要交通については、高規格道路や幹線道路の整備促進を図ることで、ネットワーク機能を強化する。また、交通の利便性を高めるとともに、交通集中による渋滞発生箇所及び危険箇所について整備を進める。公共交通については、<u>企業シャトル BaaS の検討・推進やデマンド型乗合タクシー（コーちゃんタクシー）の充実を図り、ニーズに応じたきめ細やかな公共交通サービスの提供を目指す</u>いく。</p> <p>通信については、行政手続きのオンライン化や公共料金、税金の支払いのキャッシュレス化など、<u>行政サービスのデジタル化を進めていくとともに、AI 技術や RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を適切に活用することで庁内業務の効率化を進めていく。また農業においても、ロボット・AI・IoT などの農業先端技術の情報を収集し、農業者への紹介・斡旋を行い、人手不足の解消に繋がる農作業の効率化などの支援に取り組んでいく。</u></p> <p>(4) 快適性 将来の人口減少や少子高齢化に対応したまちづくりを行うため、<u>東海道本線鷲津駅、新居町駅及び新所原駅を中心とする市街地に都市機能を集約し、各地域を公共交通や自動車交通のネットワークで結ぶ「集約・連携型の都市構造」の構築を目指す</u>ていく。また、「<u>自然と環境に配慮したきれいなまち</u>」を後世へ継承するため、<u>地域の自然環境の保全活動や環境教育・環境学習機会の充実を推進していく。</u></p> <p>高齢者福祉については、<u>住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指す</u>ていく。</p> <p>児童福祉については、<u>子育てに関する様々な相談に対応するワンストップ相談窓口機能の充実や保育料の引き下げ、放課後児童クラブの増設を図り、安心して子育てできる環境づくりを推進していく。</u></p> <p>農村公園については、<u>都市との共生・交流などを目的に、ため池や河川など農村の持つさまざまな魅力を生かした、整備を検討していく。また、人の流れや感性に着目し、地域の特性をいかした交流の拠点としての整備に努めていく。</u></p> <p>また、<u>多面的機能支払交付金を活用して、農道や農地周辺へのアジサイ植栽（新所地区）・トキワマンサク群生地整備（神座地区）・豊田佐吉記念館周辺の花壇整備（山口地区）といった景観形成、生活環境保全活動を行っている。今後もこうした活動への支援を通じて農村生活環境の向上を図っていく。</u></p> <p>(5) 文化性 健康づくりについては、<u>市民一人ひとりが健康に対する課題を持ち、ライフステージに沿った健康づくりを実践できるよう、個人を支える地域活動の活性化や身近で気軽に健康づくりが実践できる環境整備に努める。</u></p> <p>文化活動については、<u>各地域センター、北部地区多目的研修集会施設、南部地区構造改善センターを拠点として、各種事業、行事を実施し、住民の文化意識高揚に努めている。今後は、さらに市民の文化に対する理解と造詣を深めるために、講座や講演会を開催し、文化活動をより積極的に展開していく。</u></p> <p>また、<u>本市に伝わる伝統芸能・行事として湖西歌舞伎、遠州新居手筒花火等がある。さらに、東海道で唯一、往時の姿のまま現存している新居開所をはじめ、付近一帯は歴史的修景整備などの事業も行われているほか、新居宿、白須賀宿など、まち歩き観光ができる資源が集積している。これらの施設については、今後も後世に確実に伝え残していくため、市民全体へ関心、理解を促しつつ、</u></p>	<p>医療体制を確立していく。</p> <p>(3) 利便性 主要交通については、高規格道路や幹線道路の整備促進を図ることで、ネットワーク機能を強化する。また、交通の利便性を高めるとともに、交通集中による渋滞発生箇所及び危険箇所について整備を進める。<u>さらに、公共交通についても JR 新所原駅の橋上化など、利用の促進と関連施設の整備を進めるとともに新たな市内交通の拡充を図る。</u></p> <p>通信は、<u>市民サービスとして地域社会の活性化と市民福祉の向上を図るため、情報伝達の施策を積極的に推進していく必要がある。特に農業においても、目覚しく発達している情報技術の活用は、農産物の生産性を高め、流通コストの削減などに資するものとして期待されている。たとえば、農業委員会では「農地銀行」に登録された、貸付け（売却）を希望する農地の情報を HP で公開している。今後もこうした情報技術の活用により、新規就農者や、規模拡大を志向する農業者などを支援し農地の集積・集約化を推進していく。</u></p> <p>(4) 快適性 活力ある高齢社会を築くため、<u>高齢者が長年培った経験をいかして、それぞれの立場で社会参加を果たし、生活の質を高められるような施策を実施していく。また、介護が必要になっても在宅で生活を続けていくために必要な介護サービスを自らが選択し、その身体能力に応じた自立生活を維持できるよう、相談・支援体制の充実、介護予防・生活支援事業の充実等、保健サービス基盤を整備する。</u></p> <p>農村公園については、<u>人々のふれあいの空間としての整備の必要性が年々高まっている。今後とも農村公園の整備を図るとともに、ため池や河川を活用した水とふれあえる空間の整備も検討していく。また、人の流れや感性に着目し、地域の特性をいかした交流の拠点を整備するとともに広域的な交流を推進する。</u></p> <p>また、<u>神座地区では、多面的機能支払交付金により、トキワマンサク群生地をシンボルとした景観形成、生活環境保全活動を行っている。今後もこうした活動への支援を通じて農村生活環境の向上を図っていく。</u></p> <p>(5) 文化性 健康づくりについては、<u>市民一人ひとりが健康に対する課題を持ち、ライフステージに沿った健康づくりを実践できるよう、個人を支える地域活動の活性化や身近で気軽に健康づくりが実践できる環境整備に努める。</u></p> <p>文化活動については、<u>市民会館、勤労青少年ホーム、各地区公民館、多目的研修集会施設、南部地区構造改善センターを核施設として、各種事業、行事を実施し、住民の文化意識高揚に努めている。今後は、さらに市民の文化に対する理解と造詣を深めるために、講座や講演会を開催し、文化活動をより積極的に展開していく。</u></p> <p>また、<u>本市に伝わる伝統芸能・行事として湖西歌舞伎、遠州新居手筒花火等がある。さらに、東海道で唯一、往時の姿のまま現存している新居開所をはじめ、付近一帯は歴史的修景整備などの事業も行われているほか、新居宿、白須賀宿など、まち歩き観光ができる資源が集積している。これらの施設については、今後も後世に確実に伝え残していくため、市民全体へ関心、理解を促しつつ、</u></p>

変 更 案				変 更 前 (現 在)			
<p>ては、今後も後世に確実に伝え残していくため、市民全体へ関心、理解を促しつつ、その保存と継承に努めていく。さらに農業における都市と農村の交流を軸に、農業文化の発進基地として各施設の有効利用を図り、<u>農業と観光の連携による地域活性化を推進していく。</u></p>				<p>その保存と継承に努めていく。 さらに農業における都市と農村の交流を軸に、農業文化の発進基地として各施設の有効利用を図る。</p>			
<p>2 生活環境施設整備計画 表9 生活環境施設整備計画 該当なし</p>				<p>2 生活環境施設整備計画 表9 生活環境施設整備計画</p>			
施設の種類	施設の種類	施設の 種類	施設の種類	施設の種類	位置及び規模	対 図 番 号	備 考
				該当なし			
<p>3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし</p>				<p>3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし</p>			
<p>4 その他の施設の整備に係る事業との関連 該当なし</p>				<p>4 その他の施設の整備に係る事業との関連 該当なし</p>			

第 1 0 付図（別添）

変 更 案	変 更 前 （ 現 在 ）
1 土地利用計画図（付図 1 号）	1 土地利用計画図（付図 1 号）
2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）	2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）	3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）
4 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）（該当なし）	4 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）（該当なし）
5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）（該当なし）	5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）（該当なし）
6 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）（該当なし）	6 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）（該当なし）

別記 農用地利用計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)																				
<p>(1) 農用地区域</p> <p>ア 現況農用地等に係る農用地区域 別冊農用地利用計画の農用地区域地番一覧表に掲げている土地を農用地区域とする。</p> <p>イ 現況森林、原野等に係る農用地区域 別冊農用地利用計画の農用地区域地番一覧表に掲げている土地を農用地区域とする。</p> <p>(2) 用途区分 下表の「地区番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区番号</th> <th style="text-align: center;">用途区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A (南部地区)</td> <td>農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B (中部地区)</td> <td>農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C (北部地区)</td> <td>農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D (東部地区)</td> <td>農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地</td> </tr> </tbody> </table>	地区番号	用途区分	A (南部地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地	B (中部地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地	C (北部地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地	D (東部地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地	<p>(1) 農用地区域</p> <p>ア 現況農用地等に係る農用地区域 別冊農用地利用計画の農用地区域地番一覧表に掲げている土地を農用地区域とする。</p> <p>イ 現況森林、原野等に係る農用地区域 別冊農用地利用計画の農用地区域地番一覧表に掲げている土地を農用地区域とする。</p> <p>(2) 用途区分 下表の「地区番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区番号</th> <th style="text-align: center;">用途区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A (南部地区)</td> <td>農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B (中部地区)</td> <td>農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C (北部地区)</td> <td>農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D (東部地区)</td> <td>農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地</td> </tr> </tbody> </table>	地区番号	用途区分	A (南部地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地	B (中部地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地	C (北部地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地	D (東部地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地
地区番号	用途区分																				
A (南部地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地																				
B (中部地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地																				
C (北部地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地																				
D (東部地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地																				
地区番号	用途区分																				
A (南部地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地																				
B (中部地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地																				
C (北部地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地																				
D (東部地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地																				